

東魏・北斉における浮華勢力と貴族制

田中一輝

はじめに

永熙三年（五三四）、北魏は事実上滅亡し、華北東部においては東魏、西部においては西魏がそれぞれ成立し、二つの「魏」に分裂した。本稿ではこのうちの東魏と、その後禪譲により成立した北斉の政治・社会を扱う。

東魏・北斉の政治・社会については、元来胡漢関係という側面から研究されることが多く、胡族の漢族に対する優位を強調したのが内田吟風・守屋美都雄であり、宮崎市定はその逆の主張を行い、また宮川尚志は東魏の事実上の建国者である高歡は胡漢双方に対する放任主義をとったとする^①。そしてこれらの研究をベースとしつつ、主として貴族制という観点から東魏・北斉政治史を扱ったのが谷川道雄である。谷川は、高歡は当初その「同志」として覇業に奔走し、その親軍の掌握あるいは覇府の経営に従事した人々^②である勳貴（北族出身者が多いが、素性の確かでない人々も含まれる）と、高歡と戦うことになった「爾朱氏の反北魏的・反貴族的立場を打破」することを目指した「渤海の高氏・封氏、趙郡の李氏、范陽の盧氏」といった漢人豪族層により支えられたが、やがて文官となることで漢人貴族が台頭して勳貴勢力を弾圧し、北斉時代に入ると君主の側近としての恩倖や「輕薄」・「浮華」と称される漢人貴族の一派が台頭した、という政治史のプロ

セスを解明した^③。谷川の研究は東魏・北斉政治史を単なる胡漢対立・融合の歴史ととらえるのではなく、貴族制という視点を中心に据えて観察した点に特色があり、とりわけ東魏建国期に高歡を支えた高乾らを高く評価している。そして日本における東魏・北斉の政治史・貴族制の基本的な理解は、谷川の研究に立脚していると見てもよからう^④。

ただし、谷川は東魏・北斉を含む北朝貴族制の研究にあたっては、自らのいわゆる谷川共同体論を前提とする演繹法をとるケースが多かった。谷川共同体論とは、中世の村落共同体や「豪族共同体」が「政治的・文化的能力」を条件として大土地所有者や豪族を首長・官僚に選出し、彼らが貴族となったとするものであるが、しかしその共同体論には、①あくまで共同体が主であり、貴族制は従として扱われていること②東晋・南朝貴族制の本質を説明できないこと③これを中世という時代区分の根拠とするが唐宋変革論との関係が不明瞭であること、という三点の特徴や問題が含まれていることをかつて筆者は指摘した^⑤。今回注目したいのはこのうちの①であり、谷川共同体論は、京都学派のいう中世という時代区分の根拠としての村落共同体・「豪族共同体」を強調するあまりに、伝統的に京都学派が中世の根拠としてきた貴族制の存在を、従の要素として扱ってしまっており、また谷川にとつての貴族とはあくまで共同体に選出された首長・官僚であるため、貴族の世襲という現象が谷川共同体論では積極的かつ有効に説

明されていないのである。そして北朝政治史・社会史研究においてそれを扱わなければならない場合、谷川はしばしば「門閥」というタームを使用している。例えば北魏の孝文帝と李冲・韓頭宗との間において繰り広げられた、官僚の家格と才能に関する議論を、「門閥主義と賢才主義」の対立と見ており、また本稿の主題である東魏・北齐時代についても、特に後述する辛術の吏部における銓選をとりあげつつ、「北魏以来、官吏任用の原理に門閥主義と賢才主義のふたつがあり、それがさまざまな事件とからみあって闘いあい、北魏↓齐周の基線のひとつを成すのであるが、賢才主義は貴族社会そのものを否定するというよりは、その門閥主義的側面を克服して士人的世界の危局を脱せんとするものであった。一口にいえば、門閥・非門閥をそれぞれの個人の才能という点で統一しようとするものである。上の辛術の折衷主義は、まさに賢才主義の代表例といえることができる」と主張している⁸。このように、谷川は貴族や貴族制の存在をプラスに評価しつつも、貴族の家格や世襲的身分という側面に対しては、逆にこれを「門閥」と表現した上でマイナスにとらえ、自らが重視する貴族制とは根本的に異質なものと見る傾向があった。貴族の身分の世襲という要素は、彼らが「政治的・文化的能力」を有し、それを条件として共同体から支持されていたとする谷川の説とは矛盾する部分があるために、このような態度をとったのであるが、貴族を血縁に基づく身分の世襲という現象と本質的に無縁な社会的勢力と見なすのはやはり困難であり、「門閥」と貴族とは、基本的に不可分の関係にあるのであって、両者を切断した上で、片方を肯定し、もう片方を否定するなどということにも無理がある。しかしながら谷川は、北齐における前述の浮華勢力についても、「かれらがいかに官僚として忠実に政務に励んだように見えても、そこに意図されるものは、門閥的世界の復活

であった。かれらは君主権のかげにかくれて、それを進めていったのである」と述べ、彼らを「門閥」の復活を目論む勢力と見なし、その歴史的位置づけに関してもマイナスに評価していたのであり、その姿勢を変えることはなかったのであるが、それを強調すればするほど、かえって浮華勢力の方が世襲的身分制としての貴族制を積極的に保護していたように見えてしまう。

そこで本稿では、むしろ谷川のいう浮華勢力を主軸として、東魏・北齐時代の政治におけるその動向に着目し、貴族制との関係を踏まえつつ、その歴史的位置づけの解明を目指す。なお本稿でいうところの浮華とは、谷川が「士人的外見をひけらかしながら、その内実において空虚な人々を指す」という「軽薄の徒」や、「浮華に失した」として当時批判された官僚の一群を示すものとする。

第一章 東魏政権の成立

まずは東魏政権の成立過程を確認したい¹¹。北魏分裂・東魏成立のきっかけは、いうまでもなく永安三年（五三〇）における孝莊帝元子攸による爾朱榮殺害である。当時北魏朝廷の実権を掌握していた爾朱榮を孝莊帝が殺害し、さらに爾朱榮の一族である爾朱兆・爾朱世隆らは挙兵して長広王元暉を皇帝に擁立して首都洛陽に侵攻、孝莊帝を拘禁し、晋陽に連行した後殺害する¹²。このとき、爾朱兆は高歡に召喚命令を下したが、高歡がこれを断つたため、兆はこれを恨んでいる¹³。しかしこの後、かつて孝莊帝の意をうけていた費也頭の紇豆陵步藩が爾朱榮の根拠地であった秀容に侵入し、さらに晋陽にも迫り、爾朱兆の軍を破つたため、爾朱兆は高歡を召し、共同で反撃し、これを撃破することに成功する¹⁴。これにより爾朱兆と兄弟の誓いをとつたが、華北

の人心は爾朱氏から急速に離れていった。¹⁵⁾

普泰元年(五三二)二月、高歓は軍を率いて信都に入り、高乾・封隆之らに迎えられ、冀州に割拠した。¹⁶⁾そして一〇月には勃海太守元朗を皇帝(後廢帝)に擁立する。¹⁷⁾十一月、高歓らは鄴を攻め、二年(五三三)正月に鄴を陥落させ、そのままここを根拠地とした。¹⁸⁾閏三月、長安から爾朱天光が、并州から爾朱兆が、洛陽から爾朱度律が、東郡から爾朱仲遠がそれぞれ軍を進め、鄴による高歓軍の討滅をはかる。¹⁹⁾これに対して高歓は、爾朱世隆兄弟が爾朱兆の殺害をはかり、また兆が高歓とともに仲遠を討とうとしているなどと言を広めて爾朱氏相互の猜疑を誘発し、爾朱仲遠は配下の斛斯椿・賀拔勝を兆のもとに派遣したが、兆は彼らを捕縛し、数日してこれを帰還させた。仲遠はこれにより撤退し、高歓は爾朱兆・爾朱天光を韓陵にて撃破することに成功した。²⁰⁾四月には斛斯椿らが河橋にて爾朱天光・爾朱度律を捕縛し、さらに高歓の西北大行台長孫稚・都督賈頭智らが洛陽に入城し、爾朱世隆・爾朱彦伯を捕らえて惨殺し、爾朱天光・爾朱度律の身柄を高歓のもとに送る。²¹⁾そして高歓は、爾朱氏に擁立された前廢帝元恭と、自らが擁立した後廢帝をともに廢位し、新たに元脩を皇帝に即位させる(出帝・孝武帝)。²²⁾そして高歓は大丞相・天柱大將軍・太師となり、北魏の実権を掌握した。七月、高歓は爾朱天光・爾朱度律を洛陽に送って殺害し、また爾朱兆は晋陽にて略奪した後に秀容に逃走し、²³⁾翌年(五三三)正月に赤洪嶺にて高歓に撃破され、爾朱兆は自殺し、²⁴⁾こうして爾朱氏勢力は事実上滅亡した。ところが永熙三年(五三四)七月に出帝(孝武帝)は斛斯椿の手引きにより長安の宇文泰のもとに逃れる。そして一〇月に元善見を皇帝に擁立し(孝靜帝)、こうして北魏は東西に分裂した(東魏の成立)。

以上が北魏分裂・東魏成立に至るまでのプロセスであり、東魏の実

質的建国者としての高歓の事跡もあわせて確認したが、高歓にとっての初期の存立基盤の一つが、信都における高乾・封隆之らの支持であったことがうかがえよう。このうちの高乾は渤海(勃海)蔭の人であるが、「州里」に敬われていた高翼(高乾の父)は、北魏孝昌年間(五二五〜五二八)に発生した葛榮の乱に際し、北魏朝廷より彼が山東の豪族であることを理由に渤海太守に任命され、さらに新たに作られた東冀州の刺史に任命されたという。つまり北魏は高翼の豪族としての名望を利用して一帯の秩序維持・回復を目指したのである。その子である高乾は、北魏の官僚をつとめていたが、爾朱榮が人士を殺害するのを見て天下がまさに乱れようとしていると判断し、河北の流民を率いてかえって葛榮の官爵をうけ、しばしば「齊州の士馬」を撃破した。しかし孝莊帝が尚書右僕射元羅を派遣して三齊を巡撫すると、高乾兄弟はこれに降伏した。孝莊帝は彼を給事黃門侍郎に任命したが、爾朱榮は高乾が葛榮の官爵をうけ、反乱に加担したことに難色を示し、孝莊帝は彼を免官して郷里に帰した。²⁵⁾このように、高乾らは北魏末期の混乱に際し、葛榮ら反乱軍と北魏朝廷の間を行き来しており、在地勢力として事実上半独立状態となっていたのである。ついで高乾は爾朱兆が派遣した監軍孫白鶴を殺害して冀州刺史元仲宗を捕らえ(元仲宗はこれに先んじて高乾の弟である高昂を捕縛し晋陽に送致している)、封隆之に州の行政を掌握させ、さらに反乱を起こした幽州刺史劉靈助の節度をうけている。²⁶⁾ところがこの後に高歓が山東に赴任すると、高乾は高昂らとともに信都にてこれと結び、趙郡李氏の李元忠とともに殷州刺史爾朱羽生を捕らえ、²⁷⁾爾朱氏政權に対して反旗を翻したのである。そして封隆之に関しては、『北齊書』卷二一の本伝に次のようにある。

隆之以父遇害、常懷報雪、因此遂持節東歸、囚為義拳。時高乾告

隆之曰、「爾朱暴逆、禍加至尊、弟与兄並荷先帝殊常之眷、豈可不出身為主、以報讐恥乎」。隆之対曰、「国恥家怨、痛入骨髓、乘机而动、今実其時」。遂与乾等定計、夜襲州城、剋之。乾等以降之素為郷里所信、乃推為刺史。隆之尽、心慰撫、人情感悅。

隆之は父が殺害されたことから、常に復仇を志しており、このため節を持って東に帰り、義拳を起こすことを目論んでいた。当時高乾が隆之に、「爾朱氏は暴逆であり、至尊の地位（である皇帝）にまで危害を加え、弟（である高昂）と兄（である私）とは先帝（孝荘帝）より通常とは異なる恩恵をうけており、主のために献身し、仇と恥とに報いないことなどありえようか」といった。隆之は、「国は恥じ家は恨み、痛みは骨髓にまで入り、機に乗じて動くのは、今がまさにそのときであろう」と答えた。そのまま乾らとはかりごとを定め、夜に州城を襲撃し、これに成功した。乾らは隆之がもとより郷里に信用されていることから、刺史に推戴した。隆之は心を尽くして慰撫したため、人々は喜んだ。

封隆之はその父を爾朱氏に殺害されたことから、その復讐のために高乾と結び、高乾は封隆之が郷里より信用されていることを理由として刺史に推戴したというのである。

当時は高乾兄弟を中心とした豪族・官僚間のネットワークこそが東魏政権の初期の中核的基盤を形成していたのである。この他にも例えば『北齊書』卷二二李元忠伝附李密伝に次のような例がある。

密少有節操、属爾朱兆殺逆、乃陰結豪右、与渤海高昂為報復之計。属高祖出山東、密以兵從拳義、遥授并州刺史、封容城県侯、邑四百戸。

密は若い頃から節操があったが、たまたま爾朱兆が（皇帝を）殺して反逆したため、密かに豪右と結び、渤海（勃海）の高昂と報

復のはかりごとを定めた。たまたま高祖（高歡）が山東に出てきたので、密は兵を率いて義拳にしたがい、并州刺史を遥授され、容城県侯に封ぜられ、封邑は四〇〇戸であった。

李元忠の族弟である李密も、爾朱兆が孝荘帝を殺害したことから彼への復讐をはかり、高昂と結び、さらに高歡のもとに兵を率いて馳せ参じたのである。また『北齊書』卷二二高乾伝附劉叔宗伝の事例にも注目される。

兄海宝、少輕俠、然為州里所愛。昂之起義也、海宝率郷閭襲滄州以応昂、昂以海宝權行滄州事。前范陽太守刁整心附爾朱、遣弟子安寿襲殺海宝。叔宗仍歸於昂。

（劉叔宗の）兄の海宝は、若い頃は生を軽んじる任侠であったが、州里に愛されていた。（高）昂が義兵をあげると、海宝は郷閭を率いて滄州を襲撃して昂に応じ、昂は海宝を権に滄州の事を行ねさせた。前范陽太守刁整は爾朱氏に心服しており、弟の子の安寿を派遣して海宝を襲い殺害した。叔宗はよって昂に帰属した。

高昂が高歡と結託すると、高昂は劉海宝に滄州の支配を任せしたが、劉海宝は爾朱氏派であった前范陽太守刁整とその子の安寿に殺害されたのである。なお高昂自身は、『北齊書』卷二三清河王岳伝に、

高祖与四胡戰于韓陵、高祖將中軍、高昂將左軍、岳將右軍。高祖は四胡と韓陵に戦い、高祖は中軍、高昂は左軍、岳は右軍をそれぞれ率いた。

とあるように、韓陵の戦いにおいて左軍の指揮官をつとめている。

谷川は、「貴族というものの本来的なすがたをどう見るかという問題は、現在まだ論ずるだけの用意がないが、高乾兄弟や李元忠らの大らかさのなかにそれを偲ばせるものが感じられるのである」と評するが、これは共同体に支持された士大夫という貴族像を投影したがる谷

川の願望をあらわしているにすぎない。実は彼らはこの後の東魏・北齊政権において中核的幹部として台頭することはなかったのである。彼らやそれぞれの子孫たちが、東魏・北齊政権において中核的勢力を形成しえなかった理由に関しては、氣賀澤保規の研究に詳しい。氣賀澤はまず高昂について、『北史』卷三二 高乾伝附高昂伝に、

兄乾求博陵崔聖念女為婚、崔氏不許。

兄の乾は博陵の崔聖念の娘との結婚を要求したが、崔氏は許さなかった。

とあるように、博陵の名族である崔聖念に婚姻を申し込んで断られており、また同じく高昂伝に、

神武初起兵、范陽盧曹亦以勇力称、為爾朱氏守、抛薊。神武厚礼召之、以昂相擬曰、「宜来、与従叔為二曹」。曹愠曰、「将田舎兒比国土」。遂率其徒自薊入海島。

神武（高歡）が挙兵したばかりのとき、范陽の盧曹も勇力をもって賞賛され、爾朱氏のために守り、薊に抛った。神武は礼を厚くしてこれを召し、昂に擬え、「（こちらに）来て、従叔とともに二曹となるのがよろしかろう」といった。曹は（これを）恨み、「田舎の子供を国土と比べるとは（何事か）」といった。そのままその配下を率いて薊から海島に入ってしまった。

とあり、高歡より高昂と比較された范陽の盧曹が腹を立てて勧誘を断っていることから、「このような逸話が伝えられていること」⁽³²⁾としたい、かれらが山東貴族から同じ仲間とみられていなかったことを示すのではないかといい、だからこそ「高乾らが信都（冀州）での挙兵にあたって、封隆之を冀州刺史にすえ前面に押し立てたのも、みずからの力の限界性を自覚する一方で、封隆之の個人的名声と貴族として封氏のもつ影響力に期待する必要があったからだろう」と主張する⁽³³⁾。既に

述べたように高乾の父高翼はこのときの封隆之と同様にその名望を理由として北魏朝廷から太守や刺史に任命されたのであるが、封隆之と比べた場合その資格はやはり劣り、したがって封隆之を刺史に推戴したと見るべきであろうか。また彼らの軍勢力も東魏軍にとって限定的なものであったといい、氣賀澤は当時の東魏軍の中には高乾兄弟のような郷兵に相当する兵力の存在をうかがわせる記述はあまり確認できず、「手勢として郷兵に相当するものはまだあったとしても、おそらくとりたてていうほどの数ではなかったであろう」と指摘する⁽³³⁾。当時の東魏軍の根幹について、氣賀澤は「爾朱兆から委ねられた二〇余万ともその半数ともいわれる旧葛榮軍」であったという⁽³⁴⁾。王怡辰は初期の高歡の軍の成り立ちについて、まず爾朱榮時代に晋州にて孫騰・竇泰・韓軌・高隆之（高歡より自らの従弟として遇された）ら「北鎮」系の人物と結び、前述の紇豆陵歩藩攻撃の際に「三州六鎮之人（三州の六鎮の人）」を爾朱兆から獲得し、さらに同じく晋州にて爾朱兆から葛榮の殘党二〇万人を委託され、その後信都における挙兵時に懐朔鎮出身者をはじめとする「北鎮」系人物を大量にうけ入れ、同時に河北にて塢堡を形成していた漢人貴族・豪族を頭目とする集団（郷兵）を吸収したという⁽³⁵⁾。郷兵の正確な兵力については不明であるが、それでもやはり氣賀澤のいう通り数の上では旧葛榮軍が主力であったと考えられ、高乾兄弟の勢力は、軍勢力としてはあまり高い位置づけを被っていないことが想像される。

すると初期東魏政権の基軸は主として二つ存在していたことになる。まず第一に旧葛榮軍を主体とする軍勢力であり、第二に高乾ら山東豪族からの支持である。このうちの第二の点に関係する、当時の高乾・高昂らが有していた軍勢力は、第一の点、すなわち旧葛榮軍主体の正規軍の存在のために、郷兵の將帥として将来的に軍や政権の中核

を担わせる可能性を低下させてしまい、結果として彼らは東魏政権の最低限の土台を形成するにとどまったのである。しかし当初宇文泰が一万数千人ほどの兵力しか有していなかったため、郷兵をその組織そのまままで糾合して二十四軍を組織し、以後それをむしろ主力として扱った西魏の軍隊や、それをコアとする西魏政権のもの³⁶⁾においては、郷兵内部の将帥―兵士の関係が軍隊・政権の上下関係に転化し、文官という存在が政権にとって付属物のような性格を有することとなる。だが東魏は軍を基幹に政権を構築することなく、統治のための政治機構を別に構築していく方針を選択したのであり、その場合運用する人材としての文官の積極的な登用が要請されることになるが、半ば軍人・郷兵として東魏政権に参加している高氏やその勢力では人材の供給源たりえない。では具体的に、東魏・北齊においてはどのような政治機構が形成されていたのであろうか。

第二章 浮華勢力の形成

高乾兄弟のような山東豪族が東魏政権内部において台頭する可能性が当初から最小化されていた一方で、もう一つの（しかも恐らくは主要な）基軸を形成していた軍の幹部を中心とする、いわゆる勳貴勢力に関しては、『北齊書』卷一八 孫騰伝に、

在鄴、与高岳、高隆之、司馬子如号為四貴、非法専恣、騰為甚焉。高祖屢加譴讓、終不悛改、朝野深非笑之。

鄴にいたときには、高岳・高隆之・司馬子如とともに四貴と称され、不法行為をはたらきほしきままに振る舞い、騰が最も甚だしかった。高祖はしばしば譴責を加えたが、遂に悔い改めることはなく、朝野は深く非難してこれを嘲笑した。

とあるように、彼らのうちの孫騰・高岳（高歡の従弟、北齊建国後に清河王に封ぜられる）・高隆之・司馬子如は四貴と呼ばれてほしきままに振る舞い、朝野の不興を買っていたという³⁷⁾。しかしその後は徐々に政治的な力を喪失していくこととなる。

文襄執請、乃以吏部郎中崔暹為御史中尉、以遊道為尚書左丞。文襄謂暹、遊道曰、「卿一人処南台、一人処北省、当使天下肅然」。遊道入省、劾太師咸陽王坦・太保孫騰・司徒高隆之・司空侯景・録尚書元弼・尚書令司馬子如官貸金銀、催徵酬餽。（『北史』卷三 四 宋繇伝附宋遊道伝）

文襄（高澄）が実権を掌握すると、吏部郎中崔暹を御史中尉、遊道を尚書左丞とした。文襄は暹と遊道に、「卿らのうち一人は南台（鄴の御史台）に、一人は北省（晋陽の尚書省）に抛り、天下を恐れさせよ」といった。遊道は省に入ると、太師咸陽王坦・太保孫騰・司徒高隆之・司空侯景・録尚書元弼・尚書令司馬子如を官の金銀を貸与し、代価を徴収していたとして弾劾した。

武定五年（五四七）に高澄（文襄帝）が実権を掌握し、崔暹を御史中尉（南台）に、宋遊道を尚書左丞（北省）に任命すると、四貴の孫騰・高隆之・司馬子如らを弾劾したという。また四貴に対しては、『北史』卷三二 崔挺伝附崔昂伝に、

天平二年、文襄引為記室參軍、委以腹心之任。及輔国政、召為開府長史、并撰京畿長史事。時勳將親族・賓客、多行不軌、孫騰・司馬子如之門尤劇。昂受文襄密旨、以法繩之、未幾間、内外齊肅。

天平二年（五三五）、文襄は（崔昂を）引き立てて記室參軍とし、腹心としての任を委ねた。（文襄が）輔政の任にあたると、開府長史に辟召され、あわせて京畿長史の事をとった。当時勳將の親

族・賓客は、不法行為をはたらくことが多く、孫騰・司馬子如の一門は最も激しかった。昂は文襄の密旨をうけ、法によって彼らを抑縛し、幾ばくもしないうちに、内外は整い厳肅となった。

とあるように、開府長史崔昂も孫騰・司馬子如の親族・賓客を取り締まったという。高澄時代には彼らのような監察官が台頭するようになり、特に崔暹ら御史の場合、『北史』卷三二の本伝に、

遷御史中尉、選畢義雲・盧潜・宋欽道・李愔・崔贍・杜蕤・嵇暉・酈伯偉・崔子武・李広皆為御史、世稱其知人。

(崔暹は) 御史中尉に移り、畢義雲・盧潜・宋欽道・李愔・崔贍(瞻)・杜蕤・嵇暉・酈伯偉・崔子武・李広を選抜して御史とし、世間はその名伯樂ぶりを賞賛した。

とあり、崔暹は御史中尉となると、畢義雲・盧潜らを部下の御史としたが、『北齊書』卷二三崔悽伝附崔瞻伝に、

崔暹為中尉、啓除御史、以才望見収、非其好也。

崔暹は(御史) 中尉となり、啓により御史を任命する際、才能や名望を基準として行い、自身の好みでは行わなかった。

とあるように、その選定には「才能や名望」が基準とされたという。そして彼らによる觀察・弾劾の結果、四貴のうちの司馬子如がその官爵を削られており、また高隆之も尚書省において高澄から譴責されたという⁽⁴⁰⁾。さらに前掲『北史』宋遊道伝にあるとおり、宋遊道の弾劾対象には侯景も含まれていたのであるが、侯景はそのまま反乱を起こし、慕容紹宗らに撃破され、やがて梁に亡命し、梁に対して挙兵する(侯景の乱)。

このように、高澄時代には御史・尚書左丞のような監察官が台頭しており、四貴を初めとする勳貴勢力を圧迫していたのであるが、そもそも彼らはどのような経緯で東魏政権に登用されたのであろうか。例

えば彼らの中でも代表格であった崔暹のケースについて、『北史』本伝には次のようにある。

少為書生、避地勃海、依高乾、以妹妻其弟慎。慎後臨滄・光二州、啓暹為長史、委以職事。趙郡公琛鎮定州、辟為開府諮議、隨琛往晉陽。神武与語悅之、以兼丞相長史。

(崔暹は) 若いとき書生となり、勃海に逃れ、高乾に頼り、妹をその弟の慎に娶せた。慎が後に滄・光二州に臨むと、啓して暹を長史とし、職務を委ねた。趙郡公琛が定州に出鎮すると、辟召して開府諮議參軍とし、琛が晉陽に赴くのにしたが、神武帝(高歡)はともに語らつて喜び、丞相長史を兼ねさせた。

崔暹は勃海に逃れ、そこで高乾に頼り、高乾はその弟高慎に崔暹の妹を娶せ、高慎が滄州・光州の刺史をつとめたときには、その長史となつており、その後高琛(高歡の異母弟)が定州刺史となると、その開府諮議參軍となり、高琛が晉陽に赴き、そこで高歡と意気投合し、その丞相長史を兼任している。つまり崔暹は高乾兄弟と結んだことをきっかけとして東魏政権に参加しているのであり、これには名族との婚姻を目論んでいた彼らの要望もあつたのであろう。しかし高慎はその後崔暹との関係を悪化させることになる。

慎前妻吏部郎中崔暹妹、為慎所棄。暹時為世宗委任、慎謂其構己、性既猜急、積懷憤恨、因是罕有糾劾、多所縱舍。高祖嫌責之、弥不自安。出為北予州刺史、遂挾武牢降西魏。慎先入関。周文帝率衆東出、高祖破之於邙山。慎妻子將西度、於路尽禽之。

(『北齊書』高乾伝附高慎伝)

慎は以前吏部郎中崔暹の妹を妻としていたが、(妻は) 慎に捨てられた。暹は当時世宗(高澄)に信任されており、慎は自身を恨んでいると思ひ、性格はもとよりせっかちで慌ただしく、怒りや

恨みを募らせ、これによつて弾劾をめつたに行わなくなり、釈放することが多くなった。高祖（高歡）はこれを責め、いよいよ不安を抱くようになった。北予州刺史に赴任し、そのまま武牢（虎牢）ごと西魏に降伏した。慎がまず函谷関に入り、周の文帝（宇文泰）は軍を率いて東に出、高祖はこれを邙山において撃破した。慎の妻子は西に向かおうとしたが、路上で全員捕らえられた。

高慎は妻と離縁し、その兄である崔暹が高澄に重用されていることから疑心暗鬼となり、北予州刺史として赴任した後、任地の虎牢ごと西魏に降伏したのである。⁽⁴⁴⁾これは高歡生前の武定元年（五四三）二、三月のことであり、既にこのとき、高氏の一員が東魏政権から離脱して西魏に寝返つており、高慎と崔暹の私事に端を発する事件であつたといえ、高氏勢力の台頭が高歡時代における一時的な現象にすぎなかつたことを象徴しており、また高澄時代における崔暹ら監察官の台頭を予感させるものでもあつた。

ところが、その高澄は武定七年（五四九）八月に蘭京により殺害されてしまふ。⁽⁴⁶⁾そしてこの直後に高澄の弟である高洋が実権を掌握し、翌年（五五〇）齊郡王・齊王となり、さらに孝静帝の禪譲をうけ皇帝に即位し（文宣帝）、北齊を建国する。⁽⁴⁷⁾この北齊の建国に関しては、谷川や尾崎康・佐川英治・王怡辰らにより、漢人官僚が積極的に推進した結果であり、またこれに対して四貴ら勳貴勢力は、高洋の即位に反対の立場をとつていたことが指摘されている。⁽⁵¹⁾そして高洋即位を推進した漢人官僚の中にいわゆる浮華勢力が含まれているのであるが、そのルーツについて説明しておきたい。⁽⁵²⁾

浮華勢力は北魏後期の首都洛陽に淵源を発する。⁽⁵³⁾孝文帝拓跋宏は太和一七年（四九三）、平城から洛陽への遷都を断行し、以後洛陽は北魏の政治のみならず、文化面でも中心となつていく。例えば『北史』

卷一九孝文六王伝京兆王愉条に次のような記述がある。

愉好文章、頗著詩賦。時引才人宋世景・李神儁・祖瑩・邢晏・王遵業・張始均等、共申宴喜。招四方儒学賓客嚴懷真等数十人、館而礼之。

愉は文章を好み、頗る詩賦を著し、当時は才人の宋世景・李神儁・祖瑩・邢晏・王遵業・張始均らを引き入れ、彼らとともに宴を開いて楽しみ、四方の儒学の賓客嚴懷喜ら数十人を招き、館にて彼らを礼遇した。

北魏の京兆王元愉（孝文帝の子、宣武帝元恪の弟、西魏文帝元宝炬の父）は多数の文学・儒学の士と結び、また自身も詩賦を著していたのである。⁽⁵⁴⁾また『北史』卷四三邢巒伝附邢邵伝には次のような事例もうかがえる。

嘗与右北平陽固・河東裴伯茂・從兄罽・河南陸道暉等至北海王昕舍宿飲、相与賦詩、凡数十首、皆在主人奴处。且日奴行、諸人求詩不得、邵皆為誦之。諸人有不認詩者、奴還得本、不誤一字。諸人方之王粲。

（邢邵は）かつて右北平の陽固、河東の裴伯茂、その從兄の裴罽、河南の陸道暉らと北海の王昕の邸宅で夜通し飲み、互いに詩を賦し、全部で数十首となり、皆主人の奴隷のところに置いた。翌朝奴隷が（外に）行き、諸人は詩を探したがえられず、邵はこれを全て暗誦した。その中に（邢邵の暗誦した）詩を認めない者がおり、奴隷が（詩の）原本を持ち帰り、（確認したところ）一字も間違っていないかつた。人々は彼を王粲に擬えた。

邢邵は陽固・裴伯茂・裴罽・陸道暉らと王昕の邸宅で酒を飲み、詩を詠っていたという。ここに邢邵・王昕が登場することに注目される。⁽⁵⁵⁾彼らは北魏分裂時に、『北史』卷三三李靈伝附李渾伝に、

後以四方多難、求為青州征東司馬、与河間邢邵、北海王昕俱奉老母携妻子、同赴青・齊。

後に四方が多難であることから、青州の征東司馬となることを求め、河間の邢邵・北海の王昕とともに老母を抱え妻子を携え、青州・齊州に赴いた。

とあるように、李渾・王昕とともに老母や妻子を伴い青州・齊州に逃れた。この後のことであろうか。もとより邢邵・王昕は、『北史』巻二四 王憲伝附王昕伝の、

昕少時与河間邢邵俱為元羅賓友、及守東萊、邵拳室就之。

昕は若い頃に河間の邢邵とともに元羅の賓友となり、(昕が)東萊太守となると、邵は一族をあげて彼に頼った。

という記述からも確認できるように、ともに元羅(元叉の弟)の賓友であった。いずれにせよ、邢邵は楊愔・王昕とともに協力しつつ乱世を生き抜こうとしたのであり、これを通じて同志的紐帯を生じた可能性もある。また邢邵と同じく北斉建国を推進した魏収は北魏末期より官僚として洛陽にいたが、『魏書』巻八四 儒林伝 盧景裕条に、

天平中、還鄉里、与邢子才・魏季景・魏収・邢昕等同徵赴鄴。

天平年間(五三四～五三七)に、(盧景裕は)郷里に帰り、邢子才(邢邵)・魏季景・魏収・邢昕らとともに徴されて鄴に赴いた。

とあるように、北魏分裂時に邢邵らとともに鄴に赴いたという。⁵⁶⁾『北史』巻四三 邢巒伝附邢昕伝の説明はより詳しく、

永熙末、昕入為侍讀、与温子昇・魏収參掌文詔。遷鄴、乃帰河間。天平初、与侍中從叔子才・魏季景・魏収同徵赴都、尋還郷里、既而復徵。

永熙年間(五三二～五三四)の末、昕は(宮中に)入って侍読となり、温子昇・魏収と文詔起草をつかさどった。(都が)鄴に移る

と、河間に帰った。天平年間の初め、侍中で從叔の子才(邢邵)・魏季景・魏収とともに徴召されて都に赴き、ついで郷里に帰り、到着するとまた徴召された。

と記し、北魏孝武帝の永熙年間末に侍読として温子昇・魏収とともに文詔をつかさどり、北魏分裂後は一度本貫地の河間郡に帰還し、東魏天平年間の初めに邢邵・魏季景・魏収とともに鄴に向かったという。魏季景についても、『北史』巻五六の本伝に、

天平初、因遷都、遂居栢人西山。内懷憂悔、乃為「扞居賦」。元象初、兼給事黃門侍郎。

天平年間の初め、遷都により、そのまま栢人の西山に居住した。内心憂慮や後悔の感情を抱き、そこで「扞居賦」を作った。元象年間(五三八～五三九)の初め、給事黃門侍郎を兼ねた。

とあり、やはり直接鄴には向かわず、一度栢人の西山に逃れている。なお邢昕・魏収とともに北魏孝武帝の朝廷において文詔をつかさどった温子昇は、『北史』巻八三文苑伝によれば、高澄の大將軍諮議參軍となり、東魏に仕官したという。また『北史』巻五六 魏収伝には、

与濟陰温子昇・河間邢子才齊譽、世号三才。

(魏収は)濟陰の温子昇・河間の邢子才とともに名声を等しくし、世間から「三才」と呼ばれた。

との記述が見られ、魏収・温子昇・邢邵は東魏において「三才」としてその文才を賞賛されたらしい。⁵⁷⁾

そして後に浮華勢力の代表格となる楊愔は北魏正光年間(五二〇～五二五)に父楊津にしたがつて并州に赴いたが、杜洛周が中山を陥落されると捕らわれ、続いて葛榮に捕らえられた。⁵⁸⁾ 永安年間(五二八～五三〇)の初めに洛陽に戻り、通直散騎侍郎となる。その後の事跡については、『北史』巻四一 楊播伝附楊愔伝に詳しい。

元顥入洛時、愔從父兄侃為北中郎將、鎮河梁。愔適至侃處、便屬乘輿失守、夜至河、侃雖奉迎車駕北度、而潛南奔、愔固諫止之、遂相与扈從達建州。除通直散騎常侍。愔以世故未夷、志在潛退、乃謝病、与友人中直侍郎河間邢邵隱於嵩山。

元顥が洛陽に入ったとき、愔の従兄楊侃は北中郎將となり、河梁に出鎮した。愔が侃のところに至ると、たまたま乘輿（孝莊帝）が（洛陽を）占領されてしまい、夜に黄河に至り、侃は車駕（孝莊帝）を奉迎して北に向かったが、密かに南に奔し、愔は固く諫めてこれをとどめ、そのまま扈從とともに建州に到達した。通直散騎常侍に任命された。愔は世がいまだに平定されていないことから、隱居することを志し、そこで病と称して謝し、友人の中直侍郎である河間の邢邵とともに嵩山に隠れた。

梁の支援をうけた元顥が洛陽を占領したために離脱した孝莊帝につきしたが、その際に通直散騎常侍となったものの、混乱の継続を理由に辞職して友人の邢邵とともに嵩山に逃れて隱居したという。⁶⁰その後孝莊帝が爾朱榮を殺害され、さらにその孝莊帝も殺害されると、楊愔は邯鄲にて楊寬に捕まったが、脱出に成功し、そのまま高昂兄弟に投降し、信都の高歡のもとに赴き、行台郎中に任命された。⁶¹このように、楊愔は邢邵と友人関係にあり、また高昂兄弟を介して高歡勢力に参加したのである。結果として楊愔は、『資治通鑑』卷一五七 梁武帝大同三年（五三七）七月条に、

是時鄴下言風流者、以諧及隴西李神雋・范陽盧元明・北海王元景・弘農楊遵彦・清河崔瞻為首。

このとき鄴において風流をもって称される者は、諧（李諧）と隴西の李神雋・范陽の盧元明・北海の王元景（王昕）・弘農の楊遵彦（楊愔）・清河の崔瞻を首としていた。

とあるように、鄴において風流の人士として見なされるようになった。

このように、彼らは文学的才能に恵まれ、北魏末期より相互に知己・友人であったのであるが、文化的能力を有した人物としては、前述の杜弼も同様であった。この杜弼については、これを寒門やあるいは勲貴と見る向きもあるが、⁶²筆者はむしろ浮華に近い人物であったと考えている。杜弼の九世の祖は西晋の散騎常侍杜鸞（京兆杜陵の人）であり、使者として前趙（漢）に入ってから中山曲陽を家としたという。⁶³杜弼は北魏の定州刺史甄琛や任城王元澄にその才能を認められ、丞相であった高陽王元雍（孝文帝の弟）からも招かれており、延昌年間（五一二～五一五）に広武將軍・恒州征虜府墨曹參軍として起家する。その後は太学博士となり、また広陵王驃騎府法曹行參軍・行台度支郎中を帯び、光州曲城令に任命される。⁶⁴このときの杜弼について、『北齊書』卷二四 杜弼伝は次のように述べる。

普泰中、吏曹下訪守令尤異、弼已代還、東萊太守王昕以弼応訪。普泰年間（五三一～五三二）、吏曹は太守・県令を訪ねてそれぞれの尤異をはかった際、弼は既に召還されていたため、東萊太守王昕が（代わりに）弼をもつて（吏曹の）訪問に応じた。

普泰年間において、吏曹が太守・県令の成績査定を行った際、当時東萊太守であった王昕が報告したという。その後の杜弼は父が殺害されたことからその喪に六年服し、やがて御史となったというが、⁶⁶普泰年間から六年以上経っていたとするならば、これは東魏の御史となるであろう。このようにして杜弼は東魏政権に参加したのである。杜弼は御史をつとめ、特に勲貴勢力に対しては厳しく接した。それを示す『北齊書』本伝の次の記述は有名である。⁶⁷

弼以文武在位、罕有廉潔、言之於高祖。高祖曰、「弼来、我語爾。

天下濁乱、習俗已久。今督将家属多在関西、黒獺常相招誘、人情去留未定。江東復有一呉児老翁蕭衍者、専事衣冠礼楽、中原士大夫望之以為正朔所在。我若急作法網、不相饒借、恐督将尽投黒獺、士子悉奔蕭衍、則人物流散、何以為国。爾宜少待、吾不忘之。及将有沙苑之役、弼又請先除内賊、却討外寇。高祖問内賊是誰。弼曰、「諸勲貴掠奪万民者皆是」。高祖不答、因令軍人皆張弓挟矢、拳刀按稍以夾道、使弼冒出其間、曰、「必無傷也」。弼戰慄汗流。高祖然後諭之曰、「箭雖注、不射。刀雖拳、不擊。雖按、不刺。爾猶頓喪魂胆。諸勲人身触鋒刃、百死一生、縱其貪鄙、所取処大、不可同之循常例也」。弼于時大恐、因頓頹謝曰、「愚癡無智、不識至理、今蒙開曉、始見聖達之心」。

弼は文官・武官で廉潔な者が少ないことから、これを高祖に申し立てた。高祖は、「弼よ、こつちに來い、わしがお前に語つてやろう。天下は濁り乱れ、下らない習俗は既に長らく続いておる。今督将の家族は多くが関西におり、黒獺（宇文泰）は常に誘いをかけており、人情の去就はまだ安定しておらぬ。また江東には蕭衍とかいう呉の老人がおるが、専ら衣冠・礼楽を重んじており、中原の士大夫はこれを正朔のあるところと見なしておる。わしもし急に法の網を作つたならば、寛容になれなくなり、督将は尽く黒獺に投降し、士大夫は皆蕭衍のもとに走つてしまひ、人物が散り散りになつて、どうやつて国を成り立たせるのか。お前は少し待つておけ、わしも忘れないでおくから」といつた。沙苑の戦いが起ころうとするとき、弼はまた先に内の賊を排除し、それから外の敵と戦うよう要請した。高祖は内なる賊とは誰かと問うた。弼は、「万民から略奪する勲貴たち全員です」といつた。高祖は（それには）答えず、軍人に全員弓を張り矢をつがえ、刀を

あげて稍を持つて道に並ばせ、弼にそこを通らせ、「絶対に傷つけることはしないから」といつた。弼は戦慄して汗を流した。高祖はその後に彼を諭し、「矢がつかえられても、射ることはない。刀があげられても、斬ることはない。稍を持つていても、刺すことはない。お前はそれでも魂と胆力とを失つた。勲人どもは身は鋒や刃に触れ、百死に一生をえているのであり、その貪り卑しい心をほしいままにし、多くをえたとしても、通常の例にしたがわせるべきではなからう」といつた。弼はときに大いに恐縮し、「（私は）愚鈍にして無知であり、真理を知らず、今蒙が啓かれ、初めて聖なる心を見ました」といい頓首・陳謝した。

高祖は杜弼に「督将」は関中に家族がいるものが多いために宇文泰に籠絡されやすく、「中原の士大夫」は梁の正朔を奉じていると述べ、沙苑における敗戦の後に杜弼は勲貴を排除するよう高祖に勧めていゝる。「督将」と「中原の士大夫」のバランスを常に保ち続けなければならなかつた高祖の苦心がうかがえるとともに、杜弼が勲貴に悪感情を抱いていたことが分かる。

監察官としての杜弼は崔暹らの先達とも見なせようが、他面において杜弼は老莊（玄学）や仏教に通じた教養人でもあつた。例えば『北齐書』本伝には、九龍殿にて『莊子』などに基ついた仏性・法性に関する議論を孝静帝との間で展開しており、東晋・南朝のものとは詳細を異にしていたかもしれないが、さながら清談のような談論を行つていたことが記されている⁽⁶⁾。また同じく本伝には次のような記述も見られる。

六年四月八日、魏帝集名僧於頤陽殿講説仏理、弼与吏部尚書楊愔・中書令邢邵・秘書監魏収等並侍法筵。勅弼昇師子座、当衆敷演。

(武定)六年(五四八)四月八日、魏帝(孝静帝)は名僧を顕陽殿に集め仏理を講義し、弼は吏部尚書楊愔・中書令邢邵・秘書監魏収らと法筵に侍した。弼に命じて獅子座にのぼらせ、観衆の前で講演させた。

杜弼・楊愔・邢邵・魏収らは灌仏会(仏誕)の日に開催された法筵に参加し、また特に杜弼は講義を行っている。彼らがこれに参加したのは、それぞれに仏教に関する理解や教養があったためであろう。『北齊書』杜弼伝には他にも、天保七年(五五六)に文宣帝が東山に遊覧のために赴いた際に杜弼がこれにしたがい、その場で邢邵と名理に関する議論を展開したことを伝えている。このように、杜弼は邢邵と個人的な関係が深く、浮華に近い人物であったと考えられる。

彼ら浮華勢力のうち前述の楊愔は、『北齊書』卷二四 陳元康伝に、
属世宗将受魏禅、元康与楊愔・崔季舒並在世宗坐、将大遷除朝士、共品藻之。

たまたま世宗(高澄)が禅譲により皇帝となろうとしており、元康は楊愔・崔季舒とともに世宗の坐にあり、大遷により朝士を任命し、ともに彼らを品評しようとした。

とあるように、高澄が禅譲をうけ皇帝になることを謀議した際に、陳元康・楊愔・崔季舒は朝士を品評しようとしたのである。これはもちろん、後述の吏部の銓選のようなものであるが、すると勲貴勢力などはこれが実施された場合に政治的なダメージを被る者が多数出ているであろう。このうちの陳元康は、『北齊書』卷二四の本伝によれば本貫は広宗郡であるといい、寒門と見なしてよいであろう。ただし本伝には、

元康頗涉文史、機敏有幹用。

元康は文史を涉獵し、機敏にして才幹があった。

とあり、教養と実務能力を有する人物ではあったようである。陳元康はまず北魏の正光五年(五二四)に尚書令李崇の北伐に従軍し、軍功によつて臨清県男の爵をうける。その後普泰年間に主書となり、威烈將軍を加えられた。東魏天平元年(五三四)に起居注の撰修に従事し、二年に司徒府記室參軍となり、府主の高昂に信任される。さらに瀛州開府司馬となつて輔国將軍を加えられ、さらに丞相府功曹參軍となる。そして本伝には次のような記述がある。

高仲密之叛、高祖知其由崔暹故也、将殺暹。世宗匿而為之諫請。
高祖曰、「我為舍其命、須与苦手」。世宗乃出暹而謂元康曰、「卿若使崔得杖、無相見也」。暹在廷、解衣将受罰。元康趨入、歷階而昇、且言曰、「王方以天下付大將軍、有一崔暹不能容忍耶」。高祖從而宥焉。

高仲密(高慎)が叛くと、高祖はその原因が崔暹にあることを知り、暹を殺害しようとした。世宗はかくまって彼のために陳情した。高祖は、「わしは命だけは助けてやるが、罰は与えてやる」といった。世宗は暹を出して元康に、「卿おまへがもし崔に杖刑をうけさせたら、会うことはなくなるだろう」といった。暹は朝廷において、衣服を脱いで罰をうけようとした。元康は走って入り、階段を上り、さらに、「王は天下を大將軍(高澄)に託そうとしておられるのに、崔暹ごときを容認できないとおっしゃるのでしょいか」といった。高祖はこれにしたがつて(崔暹を)許した。

前述の高慎の離反に際し、高愔はその原因となつた崔暹を殺害しようとしたが、高澄はこれをかくまい、陳元康に弁解させてその命を救つたという。また本伝には次のような記述が続く。

世宗入輔京室、崔暹・崔季舒・崔昂等並被任使、張亮・張徽纂並高祖所待遇、然委任皆出元康之下。時人語曰、「三崔二張、不如

一康」。

世宗は宮中に入って輔政にあたり、崔暹・崔季舒・崔昂らは皆使者（御史）に任じられ、張亮・張徽纂はともに高祖に厚遇されたが、しかしその任は元康の下であった。当時の人々は「三崔二張は、一康に及ばない」と語り合った。

高澄が実権を掌握すると、崔暹・崔季舒・崔昂が重用され、また張亮・張徽纂も高歡時代以来継続して優遇されたが、いずれも信任の度合いは陳元康に及ばなかったという。そしてここに前述の崔季舒も登場するが、彼は博陵崔氏出身の漢人貴族であり、『北史』卷三二の本伝の、

少孤、性明敏、涉獵經史、長於尺牘、有當世才具。

若くして孤となり、性格は明敏で、經史を涉獵し、尺牘に長じ、當世の才能があつた。

という記述からもうかがえるように、經学・史学・書法などに通じていた。また本伝によれば一七歳で本州主簿となり、高琛に重んじられて高歡に推薦され、大行台都官郎中に任命され、高澄が実権を掌握すると大將軍中兵參軍に転じ、中書侍郎となつたという。その後黃門侍郎・領主衣都統となるが、本伝には当時について、

於是賓客輻湊、傾身接礼、甚得名譽、勢傾崔暹。暹嘗於朝堂屏人拜之曰、「暹若得僕射、皆叔父之恩」。其權重如此。

ここにおいて賓客が集まり、身を傾けて礼をもつて接し、甚だ名譽をえ、勢いは崔暹をも凌駕した。暹はかつて朝堂にて人を斥けて彼に挨拶し、「暹が僕射になれたのは、全て叔父のおかげです」といった。

とあり、崔季舒のもとには賓客が集まり、その勢いは崔暹をも超越したという。しかしその崔季舒にしても、当時は陳元康にかなわなかつ

たのである。ただし陳元康は前述の通り寒門であり、仮に家格を基準とする品評を行った場合彼自身が地位を下落させる可能性があるため、主導したのは楊愔か崔季舒のいずれかであつたかもしれない。ちなみに陳元康は高澄が蘭京に殺害される際、高澄をかばつて殺害されている^⑩。

崔暹らをはじめとする監察官たちと彼ら浮華勢力とは必ずしも関係が良好ではなかつた。例えば『北史』崔暹伝には次のような記述がある。

暹親遇日隆、好薦人士、言邢劭宜親重。言論之際、劭遂毀暹。文襄不悅、謂暹曰、「卿説子才長、子才專言卿短、此癡人也」。暹曰、「子才言暹短、暹説子才長、皆是實事、不為癡也」。

暹は日増しに厚遇されるようになり、人士を推薦することを好み、邢劭は重用した方がよいといった。議論の際に、劭はそのまま暹を誹謗した。文襄は喜ばず、暹に、「卿は子才（邢劭）の長所をいい、子才は専ら卿の短所を述べ立てており、これでは（子才は）愚か者であろう」といった。暹は、「子才が暹の短所をいい、暹が子才の長所をいうのは、ともに事実であり、愚か者と見なすには当たりません」といった。

邢劭は崔暹により推薦されたが、邢劭は崔暹を誹謗したという。また『北史』崔昂伝にも、類似の事例が見られる。

楊愔少時与昂不平、文宣崩後、遂免昂右僕射、除儀同三司・光祿勳。

楊愔は若い頃昂と仲が悪く、文宣が崩御した後、そのまま昂の右僕射を免じ、儀同三司・光祿勳に任命した。

楊愔は前述の崔昂と不仲であり、文宣帝の死後、崔昂の尚書右僕射を免じたという。監察官と浮華勢力の関係の悪さは、彼らの文化的背景

の相違に由来すると考えられる。崔暹・崔昂らはそれぞれの本伝を確認しても浮華勢力のような文化を身につけていたとは思われず、前掲『北史』崔暹伝に列挙されている、崔暹の部下の御史たちも、年齢の問題もあるが、北魏時代の洛陽において官僚をつとめた経歴のあるものは少なく、またこのうちの宋欽道については、『北史』卷二六の本伝に、

時鄭子默以文学見知、亦被親寵。欽道本文法吏、不甚諳識古今、凡有疑事、必詢子默。

当時鄭子默は文学をもって知られ、寵愛された。欽道はもとより文法の吏であり、古今についてあまり詳しくはなく、複雑な問題があれば、皆必ず子默に聞いた。

とあるように、文法の吏であるために古今のことに通曉していなかったとい、当然浮華勢力とは全く合わなかったであろう。また宋欽道に関連して、『北齊書』卷四三許惇伝に、

齊朝体式、本州大中正以京官為之。同郡邢邵為中書監、德望甚高、惇与邵競中正、遂馮附宋欽道、出邵為刺史、朝議甚鄙薄之。齊朝の制度では、本州大中正は京官が任命された。同郡の邢邵は中書監となり、德望は甚だ高く、惇は邵と中正を競い、そのまま宋欽道につき、邵を刺史として追い出し、朝議はこれを甚だ卑しいものとした。

とあり、許惇は宋欽道の権力を借りて邢邵を刺史に任命し事実上左遷させて自身が本州大中正となったという^①。このように、宋欽道は邢邵の排斥に関与していたのであるが、そもそも許惇についても同じく『北齊書』本伝に、

雖久処朝行、歷官清顯、与邢邵・魏収・陽休之・崔劼・徐之才之徒比肩同列、諸人或談說經史、或吟詠詩賦、更相嘲戲、欣笑滿

堂、惇不解劇談、又無學術、或竟坐杜口、或隱几而睡、深為勝流所輕。

長らく朝列におり、歴任した官は清官・顯職であり、邢邵・魏収・陽休之（陽固）・崔劼・徐之才（もと南朝人）らと比肩し、皆経史について談論したり、詩賦を詠んだりし、互いにふざけ合い、笑い声が建物に満ちたが、惇は談論が理解できず、また学問もなかったので、坐について口を閉ざしたり、机に隠れて寝たりしており、名流の者たちに軽んじられた。

とあるから、やはり彼らの対立は文化的背景の相違が主たる原因であったろう。また『北史』李渾伝には次のような記述がある。

齊天保初、除太子少保。時太常邢邵為少師、吏部尚書楊愔為少傅、論者榮之。以參禪儀注、賜爵涇陽県男。文宣以魏麟趾格未精、詔渾与邢邵・崔悛・魏収・王昕・李伯倫等修撰。嘗謂魏収曰、「彫蟲小技、我不如卿。国典朝章、卿不如我」。

齊の天保年間の初め、太子少保に任命された。当時太常邢邵は少師に、吏部尚書楊愔は少傅に任命され、論ずる者はこれを榮譽とした。禪讓の儀注作成に参加し、涇陽県男の爵位を賜与された。

文宣は魏の麟趾格がまだ精巧ではないと思ひ、渾と邢邵・崔悛・魏収・王昕・李伯倫らに詔して修撰させた。（渾は）かつて魏収に、「詩賦を詠むなどのつまらぬ技は、私は卿に及ばない。国典朝章については、卿は私に及ばない」といった。

文宣帝の天保年間（五五〇～五五九）に李渾は太子少保、邢邵は太子少師、楊愔は太子少傅となつて当時の輿論より榮譽とされた他、文宣帝は李渾・邢邵・崔悛・魏収・王昕・李伯倫らに東魏麟趾格に次ぐ法令を修撰させたというが、そもそも麟趾格は『北史』崔暹伝に、

從文襄鎮撫鄴都、加散騎常侍、遷左丞・吏部郎、領定州大中正、

主議麟趾格。

文襄が鄴に鎮撫するのにしたが、散騎常侍を加えられ、左丞・吏部郎に移り、定州大中正を領し、麟趾格の修撰をつかさどった。

とあるように、もともと崔暹が主導して編纂したものである。結局崔暹らの整備した麟趾格よりも整った法律が浮華勢力により整備されたのであるが、ある意味では崔暹らの業績が乗っ取られてしまったことにもなる。東魏から北斉に移るにつれ政権が成熟し、法律などのより徹底した整備が要請されたのであり、そのために彼ら浮華勢力が監察官らを押さえて台頭していったという事情があつたとも考えられる。

高澄の実権掌握から北斉文宣帝時代にかけては、このように、最初に御史等の監察官が、続いて浮華勢力が台頭していくプロセスが確認できるのである。そして後者に関しては、最後に法典編纂への関与を指摘したが、彼らと編纂事業とは、以後も密接な関係を保ち続けているのである。

第三章 吏部の銓選と『魏書』の編纂

洛陽遷都後の北魏において墓誌が盛んに作製されたことは周知のことであろうが、梶山智史は、誌(序)と銘からなる墓誌の体裁は劉宋の顔延之撰の王球墓誌銘にはじまり、王肅が北魏に亡命した際にこれを伝え、以後この体裁にのっとった墓誌が北魏において作製されるようになった可能性が高いと主張する。墓誌の誌(序)部分は、墓主の父祖とそれぞれの官歴をあわせて記すケースが多数を占めているため、あるいは孝文帝の改革以降、貴族制の政治的な整備が影響して

た可能性もあり、また例えば『北齊書』卷二〇宋頭伝に、

又撰『中朝多士伝』十卷、『姓系譜録』五十篇。以諸家年歴不同、多有紕繆、乃刊正異同、撰『年譜録』、未成。河清五年並遭水漂失。

また『中朝多士伝』一〇卷・『姓系譜録』五〇篇を撰した。諸家の年歴が異なり、誤りが多いことから、異同を正し、『年譜録』を撰したが、完成しなかった。河清五年に全て水に流されて失われた。

とあり、東魏の宋頭が『中朝多士伝』や『姓系譜録』を編纂したとされ、とりわけ『姓系譜録』はその書名からも貴族の姓譜であつたと考えられる。また『北史』卷一七景穆十二王伝 濟陰王小新成条には、

暉業之在晋陽也、無所交通、居常閑暇、乃撰魏藩王家世、号為『辨宗録』四十卷、行於世。

暉業が晋陽にいたとき、つきあいもなく、常に暇を持って余していたので、魏の藩王の家世を撰し、『辨宗録』四〇巻と呼び、世に行われた。

とあり、北魏の皇族元氏の姓譜と覚しき『辨宗録』なる書を元暉業が編纂したという。こうした姓譜の出現はむろん貴族制の発達と無関係ではないであろう。ただし北魏末期においては崔亮の建議により停年格が制定されたため、こうした姓譜の編纂が人事・銓選に応用されることはなかったと考えられるのであるが、しかしながら前述の通り、御史の任用にあたり崔暹は「才能や名望」を基準としていることから、既に改められていたらしく、それを示すのが『北史』卷六 齊本紀上 世宗文襄皇帝条の次の記述である。

元象元年、撰吏部尚書。魏自崔亮以後、選人常以年勞為制。文襄乃釐改前式、銓擢唯在得人。又沙汰尚書郎、妙選人地以充之。至

于才名之士、咸被薦擢。假有未居頭位者、皆致之門下、以為賓客。

元象元年（五三八）、吏部尚書を担当した。魏の崔亮より以後、銓選は常に年功を基準としていた。文襄はもとの制度を改め、銓選は人材発掘を専ら目的とした。また尚書郎を減らし、人物や門地を選んでこれに任命した。才や名を備えた人士については、皆推薦・拔擢された。もしまだ頭職にいない者がいれば、全て門下に致し、賓客とした。

元象元年に高澄が吏部尚書となると、停年格が改められ、「人物や門地」を選んで任用するようになったという。また例えば『北齊書』巻四二陽休之伝には次のような記述がある。

尋除吏部尚書、食陽武県幹、除儀同三司、又加開府。休之多識故事、諳悉氏族、凡所選用、莫不才地俱允。次いで吏部尚書に任命され、陽武県の幹を食み、儀同三司に任命され、また開府を加えられた。休之は故事を多く知り、氏族を尽く暗記しており、銓選では才能と門地が備わっていない者はなかった。

陽休之は「氏族」を暗記し、それをもとに人事を行い、それは「才能と門地」ともにかなうものであったという。このような人物は他にも見られた。

性強記、至於氏族内外、多所諳悉。（『北齊書』巻四四儒林伝刁柔条）

性格として暗記力が強く、氏族・内外に至っては、多く暗記していた。

このように、刁柔も「氏族」を暗記していたのである。そして前述の陽休之の事例にあるように、その能力が最も問われたのは吏部尚書で

あったろうが、当時の吏部尚書による人事の一例として、『北史』楊愔伝に次のような記述がある。

典選二十余年、獎擢人倫、以為己任。然取士多以言貌、時致謗言、以為愔之用人、似貧士市瓜、取其大者。愔聞、不以為意。其聰記強識、半面不忘、每有所召、或单称姓、或单称名、無有誤者。

（楊愔は）銓選をつかさどること二〇年余り、人材の拔擢を自身の任務としてきた。しかし士をとる際には発音や容姿を基準とすることが多く、当時は愔の人材登用は貧士が瓜を買うのにその大きなものをとるようなものだという批判があった。愔はこれ聞いても意に介さなかった。その博覧強記ぶりは、顔を少し見ただけで忘れず、（候補者を）一人一人呼び出すごとに、単に姓を呼んだり、あるいは単に名を呼んだりしても、間違えることはなかった。

楊愔は前述の通り陳元康・崔季舒とともに官僚の品評を行おうとしており、吏部尚書に就任したのもそれと関係したのかもしれない。吏部尚書としての楊愔の人事方針は、多くが「発音や容姿」を評価基準としたものであり、それゆえに批判されることもあったが、本人は他人の名をよく覚えていたという。この楊愔の人事方針に関しては、『北史』巻五〇辛雄伝附辛術伝にも次のような記述がある。

遷吏部尚書、食南兗州梁郡幹。遷鄴以後、大選之職、知名者数四、互有得失、未能尽美。文襄少年高朗、所弊也疏。袁叔德沈密謹厚、所傷者細。楊愔風流辯給、取士失於浮華。唯術性尚貞明、取士以才以器、循名責実、新旧参挙、管庫必擢、門閥不遺。考之前後銓衡、在術最為折衷、甚為当时所称挙。天保末、文宣嘗令術選百員官、参選者二三千人、術題目士子、人無謗讟、其所旌擢、

後亦皆致通顯。

吏部尚書に移り、南兗州梁郡の幹を食んだ。鄴への遷都以降、大選の職（吏部尚書）にあった者のうち、名を知られた者は四人いたが、それぞれ長所と短所があり、美点のみを尽くすということではなかった。文襄は若く豁達で朗らかであったが、粗雑なのが欠点であった。袁叔徳（袁聿修）は沈着で慎み深く温厚であったが、細かすぎるのが難点であった。楊愔は風流人で弁舌に巧みであったが、士を採用する際に浮華に偏っていた。術だけは性格として清らかで賢明であることをたつとび、士を採用する際には才能や器量を基準とし、名実がともなっており、新人も古参の者ともに推挙し、倉庫番をも必ず抜擢し、門閥出身者も採用し漏らすことがなかった。これを前後の銓衡と比較すると、術が最も折衷的であり、当時は非常に賞賛された。天保年間（五五〇～五五九）の末、文宣は術に一〇〇人分の官僚を選抜させたが、応募した者は二、三千人であり、術は士人を品評すると、人々は誹謗することなく、抜擢した人材は、後に皆高官として出世した。

東魏成立後、有名な吏部尚書として高澄・袁聿修・楊愔・辛術の四名があげられ、それぞれの銓選の特色について説明しているのであるが、このうちの楊愔については浮華に失する傾向があったとして、やや批判的なニュアンスで伝えられている。楊愔の銓選は自らと同じ浮華の人士を優先的に採用したようであり、必ずしも直接的に血統や門地を重視し、それを基準としたわけではないようであるが、洛陽に淵源を發する浮華の文化に携わり、それを身につけた人士は、楊愔自身がそうであったように、名門の貴族が比較的多かったと思われる、したがって彼の銓選においては結果として貴族が多く登用されたことが推察される⁽⁷⁾。そして最後の辛術については、「才能」や「器量」、「門閥」

などを総合的に踏まえた人事を行ったとして賞賛されており、つまり当時の輿論の批判を回避し、逆に評価される人事のあり方とは、これを「折衷」させるといふものであったことになる。既に述べたように、谷川はこれを「賢才主義」に含めて評価しているのであるが、あくまで「折衷」が『北史』では評価されているのであり、「門閥」の側面を捨象する谷川の解釈は妥当ではない。むしろ谷川のこうした誤読は、「政治的・文化的能力」を有し「賢才主義」をとる「貴族」を高く評価する一方で、「門閥」をマイナスにとらえたがるその姿勢に起因する。

一方これらの記述や事例に基づき宮崎市定は、「まず漢人社会では相変わらず貴族主義が盛んであり、家格高下の議論が繰り返された。北齊書卷四二陽休之、同卷四四刁柔は共に氏族を諳悉するを以て称せられ、殊に陽休之は吏部尚書となり、その選用する所は才地共に妥当であるとして評判がよかつた」と指摘すると同時に、「家格の高下は貴族社会の最大関心事であり、魏収の魏書が出たとき議論百出したのは、それが貴族の格付に不公平だという点にあつた」と述べ⁽⁸⁾、これを魏収『魏書』の編纂と関連づけている。そこで『魏書』の編纂に目を転ずることとしたい。

まず『魏書』卷八一山偉伝に、

国史自鄧淵・崔琛・崔浩・高允・李彪・崔光以還、諸人相繼撰錄、綦儁及偉等詔説上当王天穆及爾朱世隆、以為国書正応代人修緝、不宜委之余人、是以儁・偉等更主大籍。

国史は鄧淵・崔琛（衍字？）・崔浩・高允・李彪・崔光以降、多くの人間が相繼いで撰録したが、綦儁や偉らは上党王天穆や爾朱世隆にへつらい、国書は代人が編纂すべきであり、余人に委ねない方がよいとし、こういうわけで儁・偉らが大籍をつかさどった。

とあるように、北魏における国史編纂は鄧淵以下基本的には漢人官僚によって担われてきたが、末期における元天穆と爾朱世隆は、国史は代人が編纂すべきであるとして、綦儁・山偉に担当させた。しかし佐川英治によれば、東魏においては出自が不明な高隆之が監国史を担当して以降、代人の監国史は一人もいなくなり、その延長として北魏・東魏王朝の漢族的側面を強調した魏収『魏書』が編纂されたという⁸⁾。そして周知の通り、この『魏書』は『北史』巻五六魏収伝に、

於是衆口諠然、号為「穢史」、投牒者相次、収無以抗之。

ここで人々からの批判が高まり、「穢史」と呼び、牒を投ずる者が相継ぎ、収はこれに抗することができなかった。

とあるように、「穢史」と評されるほどその内容に対する評価は極めて低かったのである。ではなぜ『魏書』はかくも評判が悪かったのだろうか。『北史』巻四三李崇伝附李庶伝には次のような記述が見える。

『魏書』之出、庶与盧斐・王松年等訟其不平。魏収書王慧龍「自云太原人」、又書王瓊不善事。以盧同附盧玄伝。李平為陳留人、云「其家貧賤」。

『魏書』が出ると、李庶は盧斐・王松年とともに不平をうったえた。魏収は王慧龍について「自らを太原の人と称した」と書し、また王瓊はよく仕えなかつたと記した。盧同の事跡は盧玄伝に附し、李平を陳留の人とした上で、「その家は貧賤であった」と記した。

『魏書』が公表されると、まず李庶（頓丘衛国の人）や盧斐（范陽涿の人）・王松年らから不満が出されていた。例えば王松年の祖先である王慧龍は太原の人を自称しているとし、また王瓊（王慧龍の孫）についても批判的に記し、さらに盧同（盧斐の父）の列伝を盧玄伝の附伝

とし、李平（李庶の祖父）を陳留に本貫を置く貧賤の者としたという。つまり彼らはそれぞれの家系とは異なる記述が『魏書』になされたことに不満を抱いたのである。また『北史』魏収伝の次の記述も同様の問題を示している。

范陽盧斐父同附出族祖玄伝下。頓丘李庶家伝、称其本是梁国蒙人。斐・庶譏議、云史書不直。収性急、不勝其憤、啓誣其欲加屠害。帝大怒、親自詰責。斐曰、「臣父仕魏、位至儀同、功業顯著、名聞天下、与収無親、遂不立伝。博陵崔綽、位至本郡功曹、更無事迹、是収外親、乃為伝首」。収曰、「綽雖無位、道義可嘉、所以合伝」。帝曰、「卿何由知其好人」。収曰、「高允曾為綽讚、称有道徳」。帝曰、「司空才士、為人作讚、正応称揚。亦如卿為人作文章、道其好者、豈能皆美」。収無以対、戰慄而已。但帝先重収才、不欲加罪。

范陽の盧斐の父同は族祖の玄の列伝に附された。頓丘の李庶は家伝を立てられたが、もとは梁国蒙の人であると書かれた。斐・庶は抗議し、史書が正しくないといった。収は性格がせっかちであり、憤りにたえず、啓により彼らが危害を加えようとしていると誣告した。帝は大いに怒り、自ら詰問した。斐は、「臣の父は魏に仕え、官位は儀同にまで至り、功業は明らかで、名は天下に聞こえておりますが、収と姻戚関係がないばかりに、（独立した）列伝に立てられませんでした。博陵の崔綽は、官位は本郡功曹止まりであり、また（これといった）事跡もありませんが、収と姻戚関係にあるために、列伝の最初に位置づけられました」といった。収は、「綽には官位がありませんでしたが、賞賛すべき道義があるので、列伝を立てました」といった。帝は、「卿はなぜ彼がよき人物であることを知っておるのだ」といった。収は、「高

允はかつて綽のために讃を著し、道徳があると賞賛しました」といった。帝は、「司空（高允）は才士であり、他人のために讃を作ったのは、称揚すべきであったためである。卿のような者が他人のために文章を作り、その好みを述べ立てたとして、全て事実であるということがありえるのかね」といった。収は答えず、戦慄するばかりであった。しかし帝はもとより収の才能を重視していたため、罪を加えようとはしなかった。

盧斐は魏収が自身と姻戚関係にある貴族の家柄を列伝に立て、そうでない家柄は立てないと批判し、魏収はそれに対して、列伝に立てた崔綽についてその「道義」があり、また高允が彼を顕彰したことを根拠に立てたと弁解し、文宣帝は高允が他人を表彰したと魏収がそれを行うことが同じでありえるのかと皮肉り、魏収は反論できなくなったが、文宣帝も彼を罰することはなかったという。このように、文宣帝の目から見ても魏収の立伝基準は不公正な点があったようであり、編纂に際しては、『北史』魏収伝に、

時左僕射楊愔・右僕射高德正二人勢傾朝野、与収皆親。収遂為其家並作伝、二人不欲言史不実、抑塞訴辞、終文宣世、更不重論。當時左僕射楊愔・右僕射高德正の二人はその権勢が朝野を傾けており、ともに収と親しかった。収はそのままそれぞれの家のために列伝を作り、二人は歴史が事実でなくなることを望まなかったが、その訴状は握りつぶされ、文宣の治世が終わるまで、議論することはなかった。

とあるように、楊愔と高德正（高德政）は魏収と親しく、魏収は彼らの家・先祖のために列伝を執筆し、その内容は史実とは異なっていたらしいが、もちろん文脈上楊氏・高氏の列伝については彼らに都合のよい記述を行ったということになる。同じく『北史』魏収伝には、

又尚書陸操嘗謂愔曰、「魏収『魏書』可謂博物宏才、有大功於魏室」。愔嘗謂収曰、「此謂不刊之書、伝之万古。但恨論及諸家枝葉親姻、過為繁碎、与旧史体例不同耳」。収曰、「往因中原喪乱、人士譜牒遺逸略尽、是以具書其枝派。望公親過知仁、以免尤責」。

また尚書陸操はかつて愔に、「魏収の『魏書』は博物宏才であり、魏室に大功があるというべきであろう」といった。愔はかつて収に、「これは不刊の書であり、永久に伝えておこうと思う。しかし論や諸家の枝葉の婚姻が、繁雑にすぎ、（史書）本来の体裁と異なるのが残念だね」といった。収は、「かつて中原の騷乱により、人士の譜牒は捨てられてあらかし尽くしてしまっており、そういうわけでその枝葉まで書いた。あなたには過ちを見て仁を知り、咎めから免れることを望んでいる」といった。

とあり、胡人貴族の陸操は楊愔に向けて魏収を賞賛したが、楊愔は『魏書』の欠点として諸家の系譜や婚姻が繁雑であるといっており、それに対して魏収は「人士の譜牒」が尽きていたためと弁解している。魏収のいう通り、「譜牒」が当時なくなっていたかともかくとして、『魏書』が姓譜としての性質を兼ね備えていたことは間違いないからう。またここにおける楊愔の批判は『魏書』の体裁という、どちらかといえば些末な問題に対するものであり、大枠としては陸操とともに『魏書』の内容や撰者の魏収に対しては好意的であったのである。しかし『北史』卷四八爾朱榮伝附爾朱文略伝に、

文略嘗大遺魏収金、請為父作佳伝、収論榮比韋・彭・伊・霍、蓋由是也。

文略はかつて魏収に対して大金を送り、父のために佳伝を作るよう要請し、収はその論においてその榮光は韋（家韋）・彭（大彭）・伊（伊尹）・霍（霍光）と同じであるとしたが、恐らくはこ

れによるのであろう。

とあるように、魏収は賄賂によって特定の家柄の歴史的評価を向上させたというから、貴族社会の輿論が批判したのも無理はない。さらに『北齊書』崔悛伝に、

悛素与魏収不協。収既專典国史、悛恐被惡言、乃悦之曰、「昔有班固、今則魏子」。収笑而憾不积。

悛はもとより魏収と不仲であり、収は既に国史を専らつかさどっており、悛は悪く書かれることを恐れたので、彼に「昔は班固がいたが、今は魏子がいる」といつて喜ばせた。収は笑ったが恨みは解けなかった。

とあるように、崔悛は魏収と不仲であり、魏収が国史編纂をつかさどるようになることを危惧したという。そして前述の通り李庶や盧斐・王松年からは現にその内容を批判されたのであり、『北史』李庶伝には、

故斐等謹訟、語楊悛云、「魏収合誅」。悛党助魏、故遂白齊文宣、庶等並髡頭鞭杖二百、庶死於臨漳獄中。

ゆえに（盧）斐らは訴え、楊悛に、「魏収は誅殺しなければならぬ」と語り、そのため文宣にいったところ、庶らは頭を剃り鞭で二〇〇回打ち付けられ、庶は臨漳の獄中にて死去した。

とあって、楊悛一党が魏収を助け、文宣帝高洋に報告したため、彼らは杖罰をうけ、うち李庶は獄死してしまったという。しかしながら結局ことは次のような形で落ち着くこととなった。

其後群臣多言魏史不実、武成復勅更審。収又廻換、遂為盧同立伝、崔綽反更附出。楊悛家伝本云「有魏以来一門而已」、至是改此八字。又先云「弘農華陰人」、乃改「自云弘農」以配王慧龍「自云太原人」、此其失也。（『北史』魏収伝）

その後多くの群臣が魏史の内容が事実でないと抗議し、武成は再び勅により審査させた。収は書き改め、遂に盧同を立伝し、崔綽はかえって附伝とした。楊悛の家伝はもとも「有魏以来一門だけであった（有魏以来一門而已）」であったが、ここに至ってこの八字を改めた。また最初に「弘農華陰の人である」とあったが、「弘農（出身）を自称した」に改めて王慧龍が「太原の人を自称した」とあるのに合わせた。これは不適切であった。

群臣からの批判があまりにも多かったため、武成帝の勅により魏収は『魏書』の一部改定を行ったという。例えば盧同のために独立した列伝が立てられ、崔綽伝は附伝とされた。楊悛の家伝は楊悛の一門だけであったという部分を改め、また弘農の人を自称したと書き、王慧龍が太原の人を自称したとする記述とバランスをとったのである。このように、『魏書』の体裁や内容は、当初魏収の主観によって決められていた部分が多かったが、それに対する貴族たちの批判をうけて、編纂・公表当時の貴族社会における各貴族の実際の家格や家の実態に（楊悛の弘農出身自称への変更などの問題を含みながらも）近づけることが試みられたのである。

『魏書』に対する史学史的な研究は数多くあり、それらは一般的に魏収個人の性格と『魏書』の内容の関係に着目しているが、当時の政治や貴族社会というより大きな要素を踏まえた場合には別の評価も可能となる。つまり『魏書』には、漢人貴族社会と北齊皇帝権力のせめぎ合いの産物という一面もあったのである。渡邊義浩は、孝文帝の姓族分定により家柄が明確に定められた北人（胡人）が魏収『魏書』を批判していないことに着目し、魏収は「北人に準えて、漢人貴族の本質を確定し家譜を整理して、貴族制を国家のもとに収斂しようとした」^⑧いい、また「北齊の皇帝権力との近接性に基づく貴族制の再編によ

り、国家的身分制としての貴族制を明示しようとしたのである。漢人貴族の命を懸けた抵抗が、続いた理由である」と主張する⁸⁵。渡邊は胡漢関係という要素を踏まえてこれを観察しており、『魏書』編纂を家譜に基づきながらも皇帝権力によって人為的に家格を定める試みであったと解釈しているようであるが、実態はやや異なり、本質的には皇帝権力とは無関係の、漢人貴族社会の自律的なランキングとして家格は設定され、それを皇帝や国家がどのように承認するか、という問題を、『魏書』の編纂は孕んでいたものであり、北人（胡人）からの批判が見られないのは、彼ら（少数の例外を除く）の間に貴族社会が十分に成長していなかったことを反映している。魏収としては、文宣帝の意思を忖度しつつ彼が考える家格の序列を『魏書』の内部に復元するつもりであったのであろうが、それが貴族社会が自律的に規定したものとは大きく異なり、また場合によっては文宣帝の価値観とも異なることがあった。いずれにしても「穢史」問題とは、貴族社会における家柄の相互評価と『魏書』の内容の不一致、という意味に究極的には帰するであろう。

ここまで吏部の銓選と『魏書』の編纂について論じてきたが、これらには貴族社会が自律的に規定した家格序列の、国家による包括ないしは承認という共通点がある。そして銓選の責任者であった吏部尚書には陽休之や楊愔などの浮華勢力に分類される貴族が含まれ、また『魏書』を編纂した魏収も同様であった。ただし、このうちの陽休之は「才能と門地」の双方を重視していたのに対し、楊愔は「発音や容姿」を重視していたのであり、貴族としての血統・家格や官僚としての実務能力よりも、言語的特徴や風采を優先していたことになり、そしてその銓選は、必ずしも評判のよいものではなかった。また魏収の『魏書』編纂も「穢史」問題を引き起こしており、在地の貴族社会の

意志を汲みとることに消極的であった。すなわち楊愔・魏収は自らに課せられた使命に必ずしも忠実ではなかったことになるのだが、それは浮華勢力が洛陽に淵源を発することと関係があるかもしれない。また御史中尉の崔暹や吏部尚書の高澄・陽休之・辛術らが「人物」や「才能」、「名望」や「門地」を採用基準にしていることから、家格や貴族社会における立ち位置のみを条件として政府に承認されて官職を獲得するということはこのとき困難であったようであり、その意味ではいわば「門閥主義と賢才主義」の融合ないしは並立という側面もあったのであるが、それは逆に当時の貴族制が未熟であったことをも示しており、そしてこのことは血統や「門地」が人物を品評する上で絶対的な尺度として必ずしも機能していなかったという意味からも、楊愔の人事方針や『魏書』編纂における「穢史」問題を発生させる要因にもなったと思われる。

第四章 文林館の設立

着実に台頭しつつあった浮華勢力であるが、もつとも一貫して順風満帆であったわけではなく、北斉における政争に巻き込まれ、しばしば大きなダメージを被っている⁸⁶。例えば楊愔は、乾明元年（五六〇）三月に尚書右僕射燕子献・領軍可朱渾天和・侍中宋欽道らともに常山王高演（高歡の六子、文宣帝の同母弟）によって殺害されている⁸⁷。

天保一〇年（五五九）に文宣帝が三四歳で死去したことにより皇太子高殷が即位し（廢帝）、咸陽王斛律金が左丞相に、常山王が太傅に、長広王高湛（高歡の九子、文宣帝・常山王の同母弟）が太尉に、段韶が司徒に、平陽王高淹（高歡の四子）が司空に、高陽王高湜（高歡の一一子）が尚書左僕射に、河間王高孝琬（高澄の四子）が司州牧に、燕子

献が尚書右僕射にそれぞれ任命された⁸⁸⁾。もとより楊愔は、常山王と高陽王の排除を企図しており、高陽王は太皇太后婁昭君の命により殺害された⁸⁹⁾。しかし常山王自身はその後前述の通り楊愔一派を殺害したのである。ここまで順調に自己の地位を高め権力を強めてきた楊愔にしては、実にあつけない最期であつた。そして常山王は婁昭君の命を利用して廢帝を退位に追い込み、自らが皇帝に即位した(孝昭帝⁹⁰⁾)。

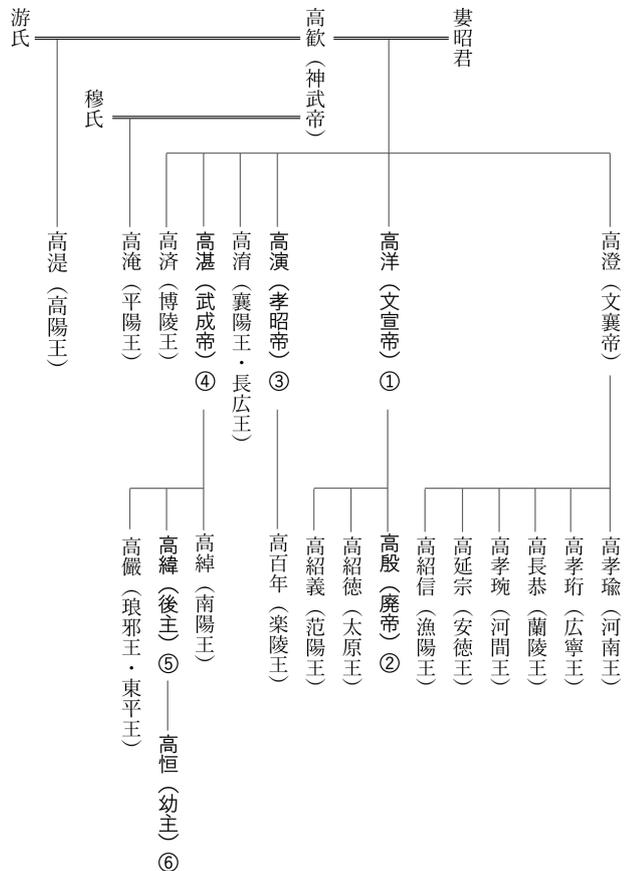
以後の北齊政治においては、とりわけ皇帝の代替わりの際にこのような政変が発生したのであるが、元来こうした事態を予防する機能の有しているはずの北齊の皇太子制度は建国時から不安定であつた。文宣帝は三四歳で死去したが、それに先だつて、『北史』卷七 齊本紀中廢帝条に、

嘗宴北宮、独令河間王勿入、左右問其故、太子曰、「世宗遇賊死、河間王復何宜在此」。文宣每言「太子得漢家性質、不似我」、欲廢之、立太原王。

かつて北宮で宴会を開き、(太子は)河間王のみ入ることを禁じ、左右がその理由を問うたところ、太子は「(ここは)世宗が弑されたところだ、河間王がここにおいてよいわけがなからう」といつた。文宣は常に「太子は漢家の性質があり、私に似ておらぬ」といい、これを廢し、太原王を(皇太子に)立てようとした。

とあるように、自身の死後に皇帝に即位することになる皇太子高殷(廢帝)を廢し、太原王高紹徳を皇太子に冊立しようとしたことがある⁹¹⁾。その廢帝に対し事実上のクーデターを起こして即位した孝昭帝も即位の翌年の一〇月に落馬で重傷を負い、十一月に二七歳で死去した。孝昭帝は自身の子である高百年を皇太子に冊立していたが、自らの死の間に長広王に讓位の意志を伝えており、死後には長広王が即位した(武成帝)。北齊においても皇太子制度に基づく皇位の嫡長子

附図 北齊皇室略系図(数字は皇帝即位順)



繼承という発想自体があつたのは間違いないが、結果として北齊の皇位はこのように(事実上の)兄弟間繼承が連続したのであり(附図参照⁹²⁾)、その原因については比較的若年で皇帝が死去したことや婁昭君の影響⁹⁴⁾、胡族の伝統などが指摘されている⁹⁵⁾。

こうして即位した武成帝は和士開ら恩倖を重用し始める⁹⁶⁾。和士開は西域商胡の子孫とされ、このような恩倖が台頭する原因としてシルクロードを利用した交易と商業の發達が指摘されている⁹⁷⁾。しかしこの時期台頭したのは彼ら恩倖だけではなく、浮華勢力の一人に数えられる祖珽も含まれる⁹⁸⁾。祖珽は漢人貴族(范陽祖氏)であり、北魏の京兆王元愉と交流していた前述の祖瑩の子である。武成帝には即位以前の長広王時代にとり入っており、即位に伴い中書侍郎に拔擢された。和士

開に憎まれて安德太守に左遷され、齊郡太守に転ずるが、やがて太常少卿・散騎常侍・假儀同三司として中央に復帰した。そしてその後のこととして『北史』卷四七の本伝に次のような記述がある。

時皇后愛少子東平王儼、願以為嗣、武成以後主体正居長、難於移易。珽私於土開曰、「君之寵幸、振古無二。宮車一日晚駕、欲何以克終」。土開因求策焉。珽曰、「宜說主上云、「襄・宣・昭帝子俱不得立、今宜命皇太子早踐大位、以定君臣」。若事成、中宮少主皆德君、此万全計也。君且微說、令主上粗解、珽当自外表論之」。土開許諾。

当時皇后は少子東平王儼を愛し、後嗣にしよう願ったが、武成は後主が正統を体現し年長でもあることから、変更することはむずかしいと考えていた。珽は密かに土開に対し、「あなたの寵愛のされようは、古より二つとないほどのものです。宮車（皇帝）がある日お隠れになったら、どうして天寿を全うできませんしよるか」といった。土開は策を求めた。珽は、「主上に「文襄・文宣・孝昭の三帝のお子様方はいずれも（皇帝として）立つことがかなわなかったので、今皇太子に早いですが皇帝に即位していただき、君臣関係を定めるのがよいでしょう」と提案してください。もし成功すれば、中宮・少主はともにあなたを徳とみなすでしょうから、万全の計となります。あなたはしばらくそれとなくほのめかし、主上におおよそでも理解していただければ、珽は公の場でこのことを議論しましょう」といった。土開はこれを許諾した。

当時の胡皇后は武成帝の三子である東平王高儼をかわいがり、武成帝の皇太子とすることを願ったが、武成帝は現皇太子である高緯が年長であることから難色を示していた。北齊の皇太子制度がこの期に及ん

でも十分に機能していなかったことを示しているが、祖珽は武成帝の死が失脚という結果をもたらす可能性を指摘し和士開を不安がらせた上で、武成帝の生前退位と高緯の皇帝即位を実現し、退位した武成帝と新帝高緯（後主）の両方と関係を強化すれば問題は解決すると提案したのである。これは武成帝を廃位するというのではなく、武成帝はこの後高緯に譲位して太上皇帝となり、政治の実権は掌握し続けた。そして祖珽自身もこれによって秘書監となり、儀同三司を加えられたのである。そして宰相の地位を目指した祖珽は、和士開と尚書令趙彦深、侍中・尚書左僕射元文遥の罪状を書き立て、それを友人の黃門侍郎劉逖に奏上させた。しかしかえって武成帝の不興を買い、祖珽は杖刑を加えられ、光州に流された。

ところが武成帝は天統四年（五六八）一二月に死去する。その直後の北齊政治をとり仕切っていたのはやはり和士開であった。このときの和士開は胡太后より寵愛され、また胡太后に重用された後主の乳母陸令萱とその子である穆提婆が政治に干渉していた。天統五年（五六九）二月、趙郡王高叡（高歡の異母弟高琛の子）や馮翊王高潤（高歡の一四子）・安德王高延宗（高澄の五子）・元文遥が後主と胡太后に上奏して和士開の左遷を提案したが、胡太后に阻止されて趙郡王は捕らわれ、劉桃枝によって殺害された。しかしながら武平二年（五七一）七月、琅邪王高儼（天統五年に東平王から改封）が領軍庾狄伏連と結んで和士開を捕縛し、馮永洛に命じてこれを斬殺させた。琅邪王はさらに京畿の軍士三〇〇〇人余りを率いて千秋門に駐屯し、陸令萱が自らの迎えに来るよう要求した。同時に琅邪王は斛律光を召喚したが、実は胡太后も同様に光を召喚していた。斛律光は後主に宿衛部隊をとどめさせ、琅邪王の軍を脅して撤退させる。その後琅邪王を後主の前に強引に引き連れ、後主に琅邪王を許すよう要求したところ、琅邪王は不

問に付されたが、厓狄伏連らは後主自身の手によって処刑された。

ではこのとき祖珽はどうしていたか。武帝が死去した直後、後主は祖珽を海州刺史に任命した。祖珽は陸令萱の弟である陸悉達に手紙を送り、趙彦深がクーデターを起こそうとしているため、知謀の士が必要なのではないかといって暗に自らを抜擢するよう要求し、和士開も彼の才能を必要と認めていたため、過去の対立は水に流して陸令萱に祖珽を推薦し、結果祖珽は銀青光祿大夫・秘書監となり、開府儀同三司を加えられ、中央政界に復帰した。和士開の死後、陸令萱に趙彦深を排斥させ、侍中に進んだ。さらに祖珽は積極的に行動する。陸令萱は後主に琅邪王の処刑を勧めており、また祖珽も晋陽において、密啓により後主に琅邪王の誅殺を進言する。その結果として同年九月、琅邪王は劉桃枝によって殺害された。

琅邪王の死後、今度は斛律光と祖珽が対立する。そもそも斛律光は北周軍をしばしば撃破した有能な將軍であり、玉壁城にいた北周の韋孝寬は斛律光の存在を邪魔に思っていたが、北齐国内に斛律光を貶める謠言をまき散らし、祖珽はこれにかこつけて斛律光を陥れ、結果として斛律光は劉桃枝により殺害された。

このように、祖珽は政敵を打倒しながら北齐政界を泳ぎ、自身の権勢を高めていたのであるが、このときに設立されたのが文林館である。文林館設立の経緯について、『北齐書』卷四五文苑伝序に次のようにある。

後主雖溺於群小、然頗好諷詠、幼稚時、曾誦詩賦、語人云、「終有解作此理不」。及長亦少留意。初因画屏風、勅通直郎蘭陵蕭放及晋陵王孝式録古名賢烈士及近代輕豔諸詩以充画、帝弥重之。後復追齐州録事參軍蕭愨・趙州功曹參軍顔之推同人撰次、猶依朝、謂之館客。放及之推意欲更広其事、又祖珽輔政、愛重之推、

又託鄧長顓漸説後主、属意斯文。三年、祖珽奏立文林館、於是更召引文学士、謂之待詔文林館焉。珽又奏撰『御覽』、詔珽及特進魏収・太子太師徐之才・中書令崔劼・散騎常侍張雕・中書監陽休之監撰。

後主は小人たちに心を奪われていたが、非常に作詩を好み、幼いとき、詩賦を読んだことがあり、人に「結局この理を解釈することはできるのかどうか」と語った。成長してもわずかながらこれに意をとどめていた。最初屏風に絵を描くことになり、通直郎の蘭陵の蕭放と晋陵の王孝式に命じて古の名賢烈士や近代の華麗な諸詩を撰録して絵にあてさせ、帝はいよいよこれを重んじた。後に再び齐州録事參軍蕭愨・趙州功曹參軍顔之推を加えて撰次させたが、なおも霸朝にしたがつており、これを館客と呼んだ。放と之推とはこれをさらに拡大させようと思い、また(当時)祖珽が輔政の任にあたり、之推を寵愛し重用しており、鄧長顓に頼んで後主に説いたところ、(後主は)この文に心を寄せた。(武平)三年(五七二)、祖珽は上奏により文林館を設立し、ここにおいてさらに文学の士を抜擢し、これを待詔文林館と呼んだ。珽はまた『御覽』を撰述し、(後主は)珽や特進魏収・太子太師徐之才・中書令崔劼・散騎常侍張雕(張雕虎)・中書監陽休之に詔して撰述を監督させた。

これによれば、後主は作詩を好んでおり、蕭放・王孝式に命じて屏風に名賢烈士や詩をあてさせ、さらに蕭愨・顔之推がこれに加わり、彼らを館客と呼んだという。ここに「霸朝」にしたがつたとあるのは、武平元年(五七〇)八月―一二月もしくは二年(五七二)八月―一〇月に後主が晋陽に行幸した際のことを指すのであろう。そしてこのうちの蕭放と顔之推はこれをさらに拡大することを考え、顔之推を

重用していた祖珽によって文林館が設立され、文学の士をここに集め彼らを待詔文林館と呼んだ。また祖珽は、魏収・徐之才・崔劼・張雕・陽休之とともに『御覽』の撰述を監督したという。この『御覽』の編纂と文林館の設立に関しては、『北史』卷八斉後主紀に、

是月、勅撰『玄洲苑御覽』、後改名『聖寿堂御覽』。(武平三年二月条)

この月、『玄洲苑御覽』を勅撰し、後に名を『聖寿堂御覽』と改めた。

是月、『聖寿堂御覽』成、勅付史閣、後改爲『修文殿御覽』。(武平三年八月条)

この月、『聖寿堂御覽』が完成し、勅命により史閣に付し、後に名を『修文殿御覽』と改めた。

丙午、置文林館。(武平四年二月条)

丙午、文林館を置いた。とあり、最初『玄洲苑御覽』の編纂が武平三年二月に行われ、それが『聖寿堂御覽』に改称、同年八月にそれが完成し、さらに書名を『修文殿御覽』に改めたという。そして文林館の設立時期に関して、『北齊書』文苑伝序は武平三年とする一方、『北史』は武平四年(五七三)二月のこととしている。まず『修文殿御覽』の編纂時期に関して、具体的な年月を『北齊書』は書いておらず、また武平三年には編纂に携わったとされる魏収が死去しているから、これについては『北史』本紀の編年で間違いはないのである。では文林館の設置時期に関する『北史』と『北齊書』の矛盾はどう解釈すべきか。尾崎康はこれについて「武平三年後半の事実上の発足、四年二月丙午の正式設立」とするが、これにしたがっておく。いずれにしても『北齊書』文苑伝序の記述は文林館設立と『御覽』編纂開始の順序が逆になっていることに

なる。こうした理解の上で、『御覽』編纂と文林館の設置・運営の経緯について以下に整理してみよう。

まず祖珽らによって『玄洲苑御覽』の編纂が開始され、それを『聖寿堂御覽』と改称する。この聖寿堂に関しては、『北史』卷四七祖瑩伝附祖珽伝に、

珽自是專主機衡、総知騎兵・外兵事。内外親戚、皆得頭位。後主亦令中要数人扶侍出入、著紗帽直至永巷、出万春門向聖寿堂、每同御榻、論決政事、委任之重、群臣莫比。

珽はこれより専ら機要の官職をつかさどり、騎兵・外兵の事を統轄した。内外の親戚は、皆頭職にのぼった。後主も宦官数人に助けられ出入りし、紗帽を着用してまっすぐに永巷に行き、万春門から出て聖寿堂に向かい、常にとともに長椅子に座り、政治について議論・決定し、これほど重用される朝臣はいなかった。

とあるように、祖珽の執務場所であったため、あらためて『聖寿堂御覽』編纂が祖珽の主導によるものであることがうかがえる。そして『聖寿堂御覽』が完成すると、さらに『修文殿御覽』に改称されるのであるが、一連の経緯について、『北齊書』文苑伝顔之推条所収顔之推「観我生賦」原注に、

齊武平中、署文林館待詔者僕射陽休之、祖孝徴以下三十余人、之推專掌、其撰『修文殿御覽』、『統文章流別』等皆詣進賢門奏之。齊の武平年間(五七〇～五七六)、文林館待詔に任命されたのは僕射陽休之、祖孝徴(祖珽)以下三〇人余りであり、之推が専らつかさどり、『修文殿御覽』・『統文章流別』などを撰写した者は皆進賢門に至ってこれを奏上した。

とあり、既に文林館が設立されており、待詔文林館の陽休之・祖珽ら三〇人余りが編纂に参加し、顔之推によって管掌されたと述べられて

いる。そしてそもそも修文殿は、『資治通鑑』卷一七一陳太建五年二月条胡三省注に、

齊大統中、毀東宮起修文等殿。

齊の大(天)統年間、東宮を解体して修文殿などの宮殿を建てた。

とあるように、東宮を壊してその跡地に建てられた宮殿であるらしい。そして主として祖珽の主導により、文林館には文学の士が段階的に集められたのであるが、現存する史料から確認できる待詔文林館を附表にまとめておく(作成に際してはおおむね『北齊書』文苑伝序・『北史』卷八三文苑伝序や尾崎らの整理^⑩にのっとったが、一部補正している)。また尾崎によれば、待詔文林館の任命は武平四年夏に終結したとい^⑪う。

さて附表を一見するといくつかの特徴に気づく。まず第一に漢人貴族が多いことである。かつて吏部尚書をつとめた陽休之やその同族である北平陽氏の人物が数名含まれている他、清河崔氏・博陵崔氏・滎陽鄭氏・范陽盧氏・趙郡李氏・隴西李氏・太原王氏といった名門漢人貴族が文林館には多数在籍していた。そして本来文林館は『御覽』編纂が設置の動機であったから、待詔文林館には文才が求められたと考えられるのであるが、中にはそうではなかったと覚しき人物もいる。

『北齊書』封隆之伝附封孝琰伝に、

祖珽輔政、又奏令人文林館、撰『御覽』。孝琰文筆不高、但以風流自立、善於談諠、威儀閑雅、容止進退、人皆慕之。

祖珽が輔政すると、また上奏により(封孝琰を)文林館に入れ、『御覽』を編纂させた。孝琰の文筆の能力は高くはなかったが、風流をもって自らの誇りとし、笑い話や軽口に長じており、威儀は優雅であり、振る舞いや行動について、人々は皆これを慕って

いた。

とあり、封隆之の甥である封孝琰は、「文筆」は不得意であったが、立ち振る舞いの優雅さや談論の才能から人々に慕われたといい、必ずしも編纂スタッフとして期待されたために待詔文林館となったわけではない。ただしこのことは、いわば貴族の社交の場としても文林館が機能していたことを物語っている。実際に待詔文林館の一人である顔之推の著した『顔氏家訓』には、附表に名のある祖珽・王暉・魏収・羊肅・王劭^⑫・劉逖・蕭愨・荀仲拳・諸葛漢・盧思道^⑬・李徳林^⑭が登場する。そして漢人貴族の他に胡人貴族の待詔文林館もいる。附表の待詔文林館のうち、陸仁恵(陸寛)^⑮・陸開明(陸爽)^⑯・元行恭の三名は胡人貴族である。ただし、陸寛・陸爽の陸氏は、長部悦弘が指摘する通り漢人貴族との交流があるため^⑰、彼らの漢人貴族との関係の強さが入館の理由であったと考えられる。もちろん陸氏が入館を許された理由としては他に彼らの文化的能力も考えられ、また封孝琰のようにたとえ文才がなくとも貴族的な立ち振る舞いが可能であれば——楊愔の銓選においてはむしろこちらの方が高く評価されたかもしれない——それを条件として入館が許されることもあった。しかしその観点から見た場合、例外的な人物が幾人か見られる。『北齊書』陽休之伝に、

子辟彊、武平末尚書水部郎中。辟彊性疏脱、無文芸、休之亦引入文林館、為時人嗤鄙焉。

子の辟彊は、武平年間の末に尚書水部郎中となった。辟彊の性格は軽率であり、文芸もなかったが、休之は文林館に引き入れており、当時の人々は嘲笑し馬鹿にした。

とあるように、陽休之は子の陽辟彊を文林館に入れたが、性格に問題があり文才もなかったことから当時の人々に嘲笑されたという。陽辟

附表 待詔文林館一覧

入館時期	姓名	入館時の官職	備考	正史本伝
第1次 〔『御覧』編纂〕	祖珽	尚書左僕射	范陽祖氏。北齊後期における政治の実権を掌握する。	北47
	魏収	特進	鉅鹿魏氏。『魏書』を編纂する。	北56
	徐之才	太子太師	もと南朝人。梁普通6年(525)に北魏軍に捕られる。医薬に長じ、『徐王八代効驗方』・『徐氏家秘方』・『雷公藥対』などを著す。	北90
	崔劼	中書令	清河崔氏。崔光の子。	齊42、北44
	張雕虎	散騎常侍	唐諱のため、『北齊書』では「張雕」、「北史」では「張彫武」と表記されるが、『通志』では「張雕虎」に作る。	齊44、北81
	陽休之	中書監	北平陽氏。陽固の子。『韻略』・『幽州人物志』などの著作がある。10巻本『陶潜集』の編者。	齊42、北47
	崔德立	司空東閣祭酒	『北齊書』は「崔德」に作る。博陵崔氏。	北32
第2次	韋道遜	通直散騎侍郎	京兆韋氏。曾祖父の韋肅は劉義真(劉裕の子)が関中から撤退するのにしたがい江南に渡り、祖父の韋崇が劉宋から北魏に亡命した。兄の韋道密・韋道建・韋道儒とともに文学をもって名を知られる。	齊45
	陸叟	通直散騎侍郎	鮮卑系。陸印の子。19歳で司州の秀才にあげられる。	北28
	王劭	太子舍人	太原王氏。王松年の子。『隋書』・『齊志』などの著作がある。	隋69
	李孝基	衛尉丞	趙郡李氏。李孝貞の弟。	北33
	魏澹	殿中侍御史	鉅鹿魏氏。魏季景の子。顔之推・辛德源とともに『魏書』を編纂する。	隋58、北56
	劉仲威	中散大夫	もと南朝人。陳天嘉元年(560)に蕭莊とともに北齊に亡命する。	陳18、南50
	袁爽	中散大夫	陳郡袁氏。もと南朝人。蕭莊の使者として北齊に赴き、そのまま北齊に仕える。	齊45、北83
	朱才	国子博士	もと南朝人。袁爽の副使として北齊に赴き、そのまま北齊に仕える。	齊45、北83
	眭道閑 (眭予)	奉車都尉	道閑は字、名は予。弱冠にして州から秀才にあげられる。	齊45
	崔子枢	考功郎中	博陵崔氏。崔長瑜の子。	北32
	薛道衡	左外兵郎	河東薛氏。詩人として優れる。	隋57、北36
	盧思道	并省主客郎中	范陽盧氏。詩人として優れる。	隋57、北30
	崔儼	太傅行参軍	清河崔氏。若いときに盧思道・辛德源と友人となる。熊安生・馬敬徳らと五礼について議論した。	齊23、隋76、北24
	諸葛漢 (諸葛頴)	太学博士	漢は字、名は頴。もと南朝人。侯景の乱に際し東魏に亡命。	隋76
	鄭公超	奉朝請	詳細不明。	—
鄭子信 (鄭抗)	殿中侍御史	子信は字、名は抗。鄭頴の弟。	北41	
第2次 (館客)	蕭放	通直郎	南朝梁の皇族。侯景の乱に際し父の蕭祗とともに東魏に亡命。	北29
	王孝式	通直郎	詳細不明。	—
	蕭愨	齊州録事参軍	南朝梁の皇族。蕭曄の子。	齊45
	顔之推	趙州功曹参軍	琅邪顔氏。もと南朝人。梁の元帝政權が西魏軍に滅ぼされた際に関中に連行され、さらに北齊に亡命する。『顔氏家訓』などの著作がある。	齊45
第3次	封孝琰	散騎常侍	勃海封氏。封隆之の甥。	齊21、北24
	鄭元礼	前楽陵太守	滎陽鄭氏。	北35
	杜台卿	衛尉少卿	杜弼の子。『韻略』・『玉燭宝典』などの著作がある。	齊24、北55
	王訓 (楊訓)	通直散騎常侍	『北齊書』は「王訓」に作り、『北史』は「楊訓」に作る。詳細不明。	—
	羊肅	前南兗州刺史長史	太山羊氏。羊深の子。	魏77、齊43、北39
	馬元熙	通直散騎常侍	父の馬敬徳は徐遵明にもとで『毛詩』・『礼記』を学び、元熙は父の業を伝える。	齊44、北81
	劉珉	并省三公郎中	『北史』卷30 盧玄伝附盧昌衡伝によれば彭城人であり、范陽の盧昌衡、頓丘の李若、河南の陸彦師、辛德源、太原の王循(王修)とともに「後進風流之士」となったという。	—
	李師上	開府行参軍	隴西李氏。魏収の娘の子。	北100
温君悠	開府行参軍	太原温氏。温大雅の父。『新唐書』は名を「君攸」に作る。	旧唐61、新唐91	

第4次	崔季舒	特進	博陵崔氏。	北32
	劉逖	前仁州刺史	彭城劉氏。劉芳の孫。	齊45、北42
	李孝貞	散騎常侍	趙郡李氏。	隋57、北33
	李德林	中書侍郎	李百葉の父。秀才にあげられる。	隋42、北72
第5次	李翥	前濟州長史	趙郡李氏。	北88
	魏騫	前広武太守	詳細不明。	—
	蕭漑	前西兗州司馬	名の「漑」を『北史』本伝は「慨」に作る。	北29
	陸仁恵 (陸寛)	前幽州長史	仁恵は字、名は寛。	北28
	江旰	鄭州司馬	もと南朝人。梁の使者として淮南に赴いた際に辺將に捕らわれ、そのまま鄴に送られる。	齊45
	辛德源	前通直散騎侍郎	隴西辛氏。	隋58、北50
	陸開明 (陸爽)	前通直散騎侍郎	開明は字、名は爽。鮮卑系。陸法言の父。	隋58、北28
	封孝騫	通直郎	『北史』文苑伝序は名を「孝騫」に作る。詳細不明。	—
	張德沖	太尉掾	張雕虎の子。	北81
	元行恭	并省右民郎	『北齊書』文苑伝序は姓名を「高行恭」に作る。元文遙の子。鮮卑系。	北55
	古道子	司徒戸曹參軍	袁奭らとともに博学であり文章の才あり。	齊45
	劉顗	前司空功曹參軍	劉逖の甥。祖父の劉廆が孝文帝に殺害されたため、父の劉濟とその弟劉琰にしたがい江南に亡命し、武定年間(543~550)に劉琰とともに東魏に帰順した。	齊45
	崔德儒	獲嘉令	詳細不明。	—
	李元楷	給事中	詳細不明。	—
	陽師孝	晋州治中	北平陽氏。	齊42、北47
	劉儒行	太尉中兵參軍	詳細不明。	—
	陽辟疆	司空祭酒	北平陽氏。陽休之の子。	齊42、北47
	盧公順	司空士曹參軍	范陽盧氏。文学をもって知られる。	齊42、北30
	周子深	司空中兵參軍	詳細不明。	—
	王友伯	開府參軍	『北史』卷24 王憲伝附王皓伝に、「子伯、奉朝請、待詔文林館」とある王伯と同一人物か。	北24
崔君洽 (崔液)	開府參軍	君洽は字、名は液。博陵崔氏。崔昂の子。	北32	
魏師騫	開府參軍	詳細不明。	—	
第6次	段孝言	尚書右僕射	段榮の子。	齊16、北54
入館時期不明	王晞	大鴻臚	北海王氏。王昕の弟。	北24
	陽俊之	尚書郎	北平陽氏。陽休之の弟。	北47
	荀仲举	符璽郎	潁川荀氏。もと南朝人。蕭淵明とともに東魏軍に捕らわれる。	齊45

※正史本伝：魏＝『魏書』、齊＝『北齊書』、陳＝『陳書』、隋＝『隋書』、南＝『南史』、北＝『北史』、旧唐＝『旧唐書』、新唐＝『新唐書』

彊は個人の素質や能力としてはもちろん入館条件を満たしていないことになるのであるが、結局貴族としての家格がこの場合の根拠であり、陽休之はそれによって自分の世襲を確実なものとすることを狙ったと考えられよう。いわば自らの貴族としての家格を保つ機能が文林館に期待されていたこととなる。ただし、第六次入館の段孝言はこの意味からもさらに例外的である。段孝言は高歛の腹心であった段榮の子であり、この段榮はどちらかといえば勲貴に近い人物であった。その子である段孝言は儀同三司・度支尚書・清都尹を歴任したが、『北齊書』卷一六の本伝に、

孝言本以勲戚緒余、致位通顯、至此便驕奢放逸、無所畏憚。曾夜行、過其賓客宋孝王家宿、喚坊民防援、不時応赴、遂拷殺之。又与諸淫婦密遊、為其夫覺、復恃官勢、拷掠而殞。時苑内須果木、科民間及僧寺備輸、悉分向其私宅種植。又殿内及園須石、差車牛從漳河運載、復分車迴取。

孝言は本来勲戚の子孫であり、高位の顯職を歴任したが、ここに至っておごり高ぶって勝手気ままに振る舞うようになり、はばかりところが多かった。かつて夜に外出し、その賓客である宋孝王の家を過ぎ、坊民を呼んで警護につかせようとしたが、間に合わず、そのまま拷問して殺してしまった。また多くの淫婦と密会して遊び、その夫にばれると、その官位や勢力を好み、拷問・略奪して殺した。当時苑内に果実のなる木が求められ、民間の者や仏寺から貢納させたが、尽く私邸に持ち込み植えてしまった。また殿内や園に石が求められると、牛車で漳河から運ばれたが、また車ごと自分のものにしてしまった。

とあるように、段孝言の素行は極めて悪かった。ではこのような人物がなぜ待詔文林館となりえたのか。そのヒントは『北齊書』本伝に記

されている。

祖珽執政、將廢趙彥深、引孝言為助。除兼侍中、入内省、典機密、尋即正、仍吏部尚書。

祖珽は政權を掌握し、趙彥深を廢しようとして、段孝言を引き入れて助力とした。兼侍中に任命され、内省に入り、機密をつかさどり、ついで（兼侍中から）正侍中となったが、吏部尚書はそのままであった。

祖珽は趙彥深を廢するため、段孝言と結んだのであり、このために段孝言は待詔文林館となったと考えられる。これについては、『北齊書』卷四二陽休之伝に關連する記述がある。

及鄧長顥・顏之推奏立文林館、之推本意不欲令耆旧貴人居之、休之便相附會、与少年朝請・參軍之徒同入待詔。

鄧長顥・顏之推が上奏により文林館を設立するに及び、之推は本心では耆旧の貴人を入れたがらなかったが、休之は彼らに追従し、チンピラの奉朝請・參軍たちとともに待詔となった。

段孝言も含まれるであろう「耆旧の貴人」が文林館に入ることを顏之推は望まなかったが、陽休之の折衝もあって（恐らくは附表に掲載した者以外の多数の）同類の奉朝請・參軍が待詔文林館となったという。

またここに登場する鄧長顥は宦官であり、和士開らとともに実權を掌握していた恩倖の一人でもあったから、文林館の創立に際しては彼らの助力も不可欠であったことがうかがえる。いづれにせよ文林館には多数の貴族がいたが、そうでない者も多く在籍していたのである。

第二に南朝人が数名含まれていることである。そもそも祖珽とともに文林館設置に主導的役割を果たした顏之推は南朝人であり、この他附表の徐之才・袁夔・朱才・諸葛漢・蕭放・蕭愨・江旰・荀仲举も同じく南朝人であった（父・叔父とともに江南に逃れ、その後東魏に帰属し

た劉顥もこれに該当するかもしれない。彼らが東魏・北齊に帰属した経緯はそれぞれに異なるが、ここで確認できる南朝出身の待詔文林館は全て文章や学問に優れた者ばかりであり、かつこちらも漢人貴族が多く、また梁の皇族も含まれていた。彼らに関しては当然それが入館の主たる条件であつたらう。

以上二点を総括すると、文林館は原則的には文化的能力あるいは文化的エートスを備えた漢人・胡人の貴族・官僚によつて運営されたが、一部彼らの子弟が資格を理由に入館しており、また当時の政治的状况から段孝言のような勲貴の系譜を引く人物・官僚を一定程度入館させざるをえなかつた、という実態が見えてくる。そして文林館の設立を主導したのは祖珽や顔之推であつたのであるが、このうちの祖珽は遂に陸令萱と穆提婆の排斥を目指し、御史中丞麗伯律（麗伯偉）に主書王子冲の収賄を弾劾させ、さらにその罪を穆提婆になすりつけて連坐させて陸令萱の失脚に繋げ、また胡皇后の兄である胡君瑜を侍中・中領軍に、胡君瑜の兄の胡君璧を御史中丞に据えて皇后の支持を暗にとり付けようとした。しかし陸令萱はこれを聞いて激怒し、皇后を廃し、後主は韓鳳（韓長鸞）に祖珽を取り調べを行わせ、北徐州刺史に左遷した。そして祖珽が左遷されたあとの待詔文林館も韓鳳ら恩倖より攻撃されることとなる。『北史』崔季舒伝に、

時貴臣趙彥深・唐邕・段孝言等初亦同心、臨時疑弑、季舒与争、未決。長鸞遂奏云、「漢兒文官、連名総署、声云諫止向并州、其实未必不反、宜加誅戮」。帝即召已署表官人集含章殿、以季舒・張雕・劉逖・封孝琰・裴沢・郭遵等為首、並斬之殿庭。長鸞令棄其屍於漳水。

当時の貴臣である趙彥深・唐邕・段孝言らは初め心を一つにしていたが、実行のときに疑い合つてしまい、季舒と争うに際し、決

断ができなかつた。長鸞は遂に「漢人の文官どもは、連名で署名し、并州への行幸を諫めて中止させるなどと口ではいつておりますが、実際には裏切るでしょうから、皆殺しにしてやるのがよいでしょう」と上奏した。帝はすぐに召集して上表に署名して官人を含章殿に集め、季舒・張雕（張雕虎）・劉逖・封孝琰・裴沢・郭遵羅の首を殿庭にて斬つた。長鸞はその死体を漳水に捨てさせた。

とあるように、韓鳳の上奏により崔季舒らが処刑されたというのが（この事件は『北史』齊本紀下によれば武平四年一〇月のことであつたという）、ここに名のあげられている者のうち、崔季舒・張雕虎・劉逖・封孝琰は待詔文林館である。『北史』崔季舒伝はこの事件の背景には趙彥深・唐邕・段孝言らと崔季舒の対立があつたとしているが、このうちの趙彥深はかねてより祖珽と対立していた一方、段孝言は祖珽と手を結んでいたはずである。しかしその後段孝言の立場は変わったらしく、『北齊書』段孝言伝に、

又託韓長鸞、共構祖珽之短。及祖出後、孝言除尚書右僕射、仍掌選舉、恣情用捨、請謁大行。

（段孝言は）また韓長鸞（韓鳳）にとり入り、祖珽の短所を述べ立てた。祖が左遷された後、孝言は尚書右僕射に任命され、なおも銓選をつかさどつており、情をほしきままにして人事を行い、不正な任命が大に行われた。

とあるように、祖珽の悪口を韓鳳にいい立てたことから、韓鳳らの陣営に寝返つたことになる。そしてこれ以前から、段孝言は吏部尚書をつとめており、尚書右僕射になつてもそれを兼任していたのであるが、情を優先した人事が大に行われたというから、「才能」や「門地」に基づいて政治的地位を付与するという形の人事はここでは全く

行われていなかったと思われ、したがって政治機構による貴族社会の包括という機能が当時の吏部からは失われていたことになる。しかし数名の待詔文林館が犠牲になりながらも、文林館自体はその後も存続していたと考えられ、これらを踏まえると当時政治機構における貴族社会の中枢はこの文林館に移行していたとも考えられよう。

結果として文林館の設立に尽力した祖珽は左遷され、また待詔文林館も政争に巻き込まれ多数の犠牲者を出したが、そもそも文林館を設置した祖珽の狙いは何だったのであるか。「祖珽が朝廷に文林館を置いて文人官僚を結集したのもこのころのことであるが、それもかれの勢力強化の必要から出たものである」という谷川の指摘は一応妥当であろう。楊愔・魏収とは異なり、祖珽は在地貴族社会と融和的であったのかもしれない。ただし『北史』齊本紀下 幼主条には次のような記述がある。

帝幼而令善、及長、頗学綴文、置文林館、引諸文士焉。而言語澀呐、無志度、不喜見朝士、自非寵私昵狎、未嘗交語。

帝は幼くして聡明であり、成長するに及び、文章作成をよく学び、文林館を設置し、文士をここに引き入れた。言語は遅く、風格がなく、朝士に会うのを喜ばず、寵愛する者となれ合うのでなければ、言葉を交えることもしたことはなかった。

後主の皇太子高恒（幼主）は幼いとき聡明であり、成長すると文章を学ぶようになり、文林館の文士がその教育に携わったという。結果としてそれは成功しなかったようであるが、文林館が皇太子の教育に関与したことは注目されてよい。つまり文林館には皇太子の教育機関としての側面もあったのであるが、なぜ文林館はこのような機能をもっていたのであろうか。

それには北齊の皇位継承問題が関係するであろう。既に述べたよう

に、北齊の皇位継承は事実上兄弟間継承の連続であり、皇太子制度が有効に機能しておらず、皇帝の代替わりに際してはしばしば流血を伴う政争が発生した。しかし祖珽は武成帝を生前に退位させ、同時に後主を皇帝に即位させ、この両者との関係を強化することで地位を安定化させることを和士開に勧めているように、兄弟間継承の終結と嫡長子継承の既成事実化を目論んでいた¹⁸⁾。そして後主の即位後には高恒が立太子されたのであるが、そもそも文林館は後主が作詩を好んだことが設立の遠因となっており、皇帝権力と密接な関係を有し、また恐らくは待詔文林館と皇太子高恒の関係を強化することで、彼らの長期的な地位の安定を保証させようとしたのではないだろうか。岡部毅史は南朝の東宮官属について、「当時の一流貴族が若年で東宮府の官職を経ることによって、皇帝に先んじて皇太子と君臣関係を構築していた」ことを指摘し、「貴族の「家」と皇帝家の結びつきという「家」相互の関係、すなわち「対立」を止揚した視座から貴族制をとらえ直すことも可能ではなからうか」と主張するが、北齊の文林館にも同様の機能が期待されていたと思われる。最初の修文殿が東宮の跡地に建設されたこともそれを象徴しているといえ、また孫室は北齊における太子三少（太子少師・太子少傅・太子少保）には文学に優れた名門出身者が就任し、北齊における文学の盛行に寄与したと主張する¹⁹⁾。祖珽は自身が和士開に勧めたのと同様の立場を待詔文林館たちに用意したのかもしれない。

結局彼らの存立基盤は一貫して弱く、常に北齊皇帝の権力に付随・従属しなければならなかったのは間違いなく、ゆえに彼ら個々人が北齊政治の中を生き抜くにあたっては、いわゆる「タクチクス」を駆使し続けなければならなかったのである²⁰⁾。しかしそうした制約がありながらも、せめて彼らが自身の勢力基盤を強化しようとして発案したの

が文林館の設置であったのであろう。それが前掲『北齊書』文苑伝序にいわれるように、館客を一つのルートとするものであったならば、やはり本質的に北齊皇帝権力の付属物であったということに変わりはなく、彼らの存立基盤の弱さを象徴しているような機関ではあったものの、しかしながら一方でそれは編纂事業のための機関として常設され、彼らの活動拠点となっていたと考えられるのであり、また文学という要素をもとに北齊末期の皇帝を貴族勢力にとり込もうとする試みでもあって、存立基盤の弱さを前提としつつ、より皇帝権力と一体化することで貴族たちを守るといって祖珽の姿勢を具現化する存在でもあったのである。

むすびにかえて

ここまで、楊愔・魏収・祖珽ら浮華の人士を主軸として東魏・北齊政治史を観察してきた。東魏はその成立のプロセスからも、軍事機構とは別の、規模としても充実した文官中心の機構を構築する余地が大きく、その形成の過程において、同時期に力をつけつつあった監察官たちを抑えつつ台頭し、吏部の銓選や『魏書』の編纂などに従事したのが浮華勢力である。兄弟継承の事実上の連続というような不安定な皇位継承も作用し、少なからず浮華勢力や漢人貴族も打撃を被ったが、最終的には文林館の設置というかたちで貴族社会の中核部分を温存することに成功した。以上が本稿の一応の結論である。

しかしながら浮華勢力は、必ずしも東魏・北齊の貴族社会と常に融和的であったわけではない。「発音や容姿」を基準とする楊愔の銓選は、比較的貴族に有利であったと考えられる一方で、それによって登用されなかった名門貴族も当然いたと考えられ、また魏収は「穢史」

問題を発生させている。しかし当時は家格や身分だけがものをいうわけではなく、しばしば「才能」など他の要素も問われていたのであり、そういったいわば多様かつ複雑的な価値基準が、彼らのような血統や「門地」よりも他の基準を優先するという彼らの価値観をさらに育んだ可能性もあり、またそれは、北齊末期に設置された文林館が、本来編纂事業のための機関であったことともあわせて、河北・山東・山西・河南の在地貴族社会と本質的に無縁であった南朝系の貴族をも包括する空間として機能する、その土台となったとも考えられるのである。ではその文林館に在籍していた待詔文林館たちはこの後どうなったのであろうか。

既に述べたように、祖珽が斛律光を殺害したこともあり、北齊の軍事力は弱体化し、また武平四年五月に南朝陳の呉明徹軍が北齊領内に侵攻し、淮南諸州が占領されてしまう。これを見た北周武帝宇文邕は北齊に対する侵攻を決意し、建德四年（北齊武平六年、五七五）八月に洛川・邙山に軍を進めたがこれは失敗し撤退する。翌年一〇月に今度は晋陽方面に北周軍が侵攻し、同年一二月に武帝の親征軍が晋州の駐留軍救援に向かい、ここで北齊軍を撃破することに成功し、これが決定打となって北齊は滅亡する^⑩。これについて谷川は「しかし考えてみれば、この軍事力こそ、爾朱氏一党から貴族階級を守った基本的な力ではなかったか。かれらは自分じしんの足場をほりくずしたのである」といい、祖珽が斛律光ら軍幹部を粛清したことを自殺行為ととらえ、また既に彼らの政権への寄生化が進行していたことも恐らくは踏まえて、北齊の滅亡とともに「門閥」化を目論んだ彼ら「貴族階級」も消滅したと解釈しているようであるが、果たしてそうであろうか。例えば『北齊書』陽休之伝に、

周武平齊、与吏部尚書袁聿修・衛尉卿李祖欽・度支尚書元修伯・

大理卿司馬幼之・司農卿崔達孛・秘書監源文宗・散騎常侍兼中書侍郎李若・散騎常侍給事黃門侍郎李孝貞・給事黃門侍郎盧思道・給事黃門侍郎顏之推・通直散騎常侍兼中書侍郎李德林・通直散騎常侍兼中書舍人陸乂・中書侍郎薛道衡・中書舍人高行恭・辛德源・王劼・陸開明十八人同徵、令隨駕後赴長安。

周の武帝が齊を併合すると、吏部尚書袁聿修・衛尉卿李祖欽・度支尚書元修伯・大理卿司馬幼之・司農卿崔達孛・秘書監源文宗・散騎常侍兼中書侍郎李若・散騎常侍給事黃門侍郎李孝貞・給事黃門侍郎盧思道・給事黃門侍郎顏之推・通直散騎常侍兼中書侍郎李德林・通直散騎常侍兼中書舍人陸乂・中書侍郎薛道衡・中書舍人高行恭（元行恭）・辛德源・王劼・陸開明ら一八人を徵召し、車駕にしたがって長安に赴かせた。

北周が北齊を滅ぼした際に、陽休之ら一八名の官僚が武帝により徵召されて長安に赴いたのであるが、ここには待詔文林館が多数含まれている⁽¹³⁾。北齊を滅ぼした北周の武帝は旧北齊官僚にはむしろ寛大に接しており、その多くが北周でも官僚として再登用され、また隋の建国後も引き続き官僚として地位と生命を守っている。稲住哲朗は彼ら旧北齊官僚について、李德林に一任される形で、北齊時代の地位や官職に対応した任官が北周で行われ、しかもその出自により北周・隋政権内部において区別されることなく、広く活躍の場が与えられていたと主張する⁽¹⁴⁾。つまり彼らは北周・隋でも引き続き官僚として活動していたのであり、そして学者・文人としても同様であつたらしく、例えば陸法言『切韻』序には次のような記述がある⁽¹⁵⁾。

昔開皇初、有儀同臻・顔外史之推・盧武陽思道・魏著作彦淵・李常侍若・蕭国子該・辛諮議德源・薛吏部道衡等八人、同詣法言門宿、夜永酒闌、論及音韻。

昔開皇年間（五八一〜六〇〇）の初め、（劉）儀同臻・顔外史之推・盧武陽思道・魏著作彦淵（澹）・李常侍若・蕭国子該・辛諮議德源・薛吏部道衡ら八人が、法言（わたし）の家に来て、夜通し飲んで宴もたけなわとなり、話題が音韻に及んだ⁽¹⁶⁾。

劉臻ら八人が隋の最初期に陸法言の家を訪ね、そこで宴会を開き、音韻に関する議論を展開したというが、平山久雄はこのときの陸法言は二〇歳余りの若さであり、八人は四〇〜五〇代の壮年にあつたことから、実際にはこの八人は陸法言の父である陸爽を訪ねてきたと主張する⁽¹⁷⁾。そしてこのうちの陸爽・顔之推・盧思道・魏澹⁽¹⁸⁾・辛德源⁽¹⁹⁾・薛道衡の六人は、もと待詔文林館であつた。『切韻』序はこの後中国各地の音韻が異なっていることに言及し、さらに次のように記述している。

呂靜『韻集』・夏侯詠『韻略』・陽休之『韻略』・李季節『音譜』・杜台卿『韻略』等、各有乖互。江東取韻、与河北復殊。
呂靜『韻集』・夏侯詠『韻略』・陽休之『韻略』・李季節『音譜』・杜台卿『韻略』などは、互いに異なっており、江南の韻は、河北と異なっている。

ここにあげられているのは当時の韻書であるが、このうちの陽休之と杜台卿も、やはりもと待詔文林館であつた⁽²⁰⁾。『切韻』序のこの後の部分にはこのときの議論の内容を陸法言がその場で書き記し、さらに一〇年以上の後にそれをコアとして補訂し、『切韻』を著したことが記されている。『切韻』の成立には彼ら待詔文林館の存在が不可欠であつたと見てもよからう。このように、北齊時代の文林館内部における人脈と待詔文林館それぞれの文化的能力は、隋においてこうした方面にも効果を發揮していたのである。さらに堀井裕之は、唐の太宗政権においても待詔文林館の系譜に属する北齊系人士が多数参加していたことを指摘している⁽²¹⁾。であれば文林館は北齊から隋・唐に政治・文

化方面での人材を供給するパイプの役割を果たしたともいえ、また待詔文林館となった漢人貴族の子孫も隋や唐に仕官している。そのうちの李徳林の子である李百葉は『北齊書』の編纂に携わり、また顔之推の孫である顔師古が皇太子李承乾の命により『漢書』注を著したのもその一環と考えられよう。

もちろん隋唐時代の貴族が、北齊の待詔文林館とその子孫のみに限られるというわけではなく、それ以外の清河崔氏・范陽盧氏などの漢人貴族も唐代を通じて貴族として政治・社会の上層を占めていたのは間違いない。ただし例えば「発音や容姿」を基準とした楊愔の銓選が、唐代の吏部銓選における身・言・書・判のうちの身と言の源流ともなった可能性も想定でき、貴族社会において求められるエートスを体得しそれにふさわしいハビトウスを構築するのに東魏・北齊時代における吏部の銓選や文林館は作用したと思われるのであり、また東魏・北齊の浮華勢力は隋唐時代の漢人貴族の基本的な在り方の確立に貢献したとも考えられるのである。

注

- (1) 内田吟風「北朝政局に於ける鮮卑及諸北族系貴族の地位」(『東洋史研究』第一巻第三号、一九三六年、同氏著『北アジア史研究匈奴篇』、同朋舎、一九七五年)、守屋美都雄『東洋中世史』(有斐閣、一九五三年)五五〜五六頁参照。
- (2) 宮崎市定『東洋に於ける素朴主義の民族と文明主義の社会』(富山房、一九四〇年)一一九頁参照。
- (3) 宮川尚志「北朝における貴族制度(上)・(下)」(『東洋史研究』第八巻第四号、一九四三年、第八巻五・六号、一九四四年、同氏著『六朝史研究政治・社会篇』、日本学術振興会、一九五六年、三九九〜四三三頁)参照。
- (4) 谷川道雄「北齊政治史と漢人貴族」(『名古屋大学文学部研究論集』二六、一九六二年、同氏著『隋唐帝国形成史論』、筑摩書房、一九七一年、二五八〜三一五頁)参照。

- (5) 榎本あゆち「北魏後期・東魏の中書舎人について」(『中国中世史研究会編『中国中世史研究統編』、京都大学学術出版会、一九九五年、二七八〜三三一頁、榎本あゆち『中国南北朝寒門寒人研究』、汲古書院、二〇二〇年、一八九〜二一六頁)、北齊の中書舎人について——顔之推、そのタクテクスの周辺——(『東洋史研究』第五三巻第二号、一九九四年、前掲『中国南北朝寒門寒人研究』二一七〜二四六頁)、田熊敬之「北齊「恩倖」再考」(『史学雑誌』第一二九編第七号、二〇二〇年)参照。なお大峠要「東魏—北齊の中書侍郎」(『史朋』第三六号、二〇〇三年)は、「門閥主義」を克服する形で「賢才主義」があらわれたとする谷川の見解(後述)に対して、「門閥主義」と「賢才主義」は必ずしも相克する政治理念として成立していたのではなかったと主張するが、「門閥主義」や「賢才主義」という用語と概念自体は踏襲している。
- (6) 拙稿「京都学派の時代区分における中国中世」(『椋山女学園大学文化情報学部紀要』第二三巻、二〇二四年)参照。
- (7) 谷川道雄「北魏官界における門閥主義と賢才主義」(『名古屋大学文学部編『名古屋大学文学部十周年記念論集』、名古屋大学文学部、一九五九年、前掲『隋唐帝国形成史論』一四三〜一七〇頁)参照。
- (8) 谷川道雄「北齊政治史と漢人貴族」(前掲)参照。
- (9) 谷川道雄「北齊政治史と漢人貴族」(前掲)参照。
- (10) 谷川道雄「北齊政治史と漢人貴族」(前掲)参照。
- (11) 以下の過程説明に際しては呂春盛「北齊政治史研究——北齊衰亡原因之考察」(国立台湾大学出版委員会、一九八七年)三二〜三三頁、陳群「渤海高氏与東魏政治」(『中国史研究』一九九七年第二期)、何德章「高乾兄弟的命運——東魏解散豪族私家武装的過程」(『魏晋南北朝隋唐史資料』第一六輯、一九九八年)、薛海波「剪除凶羯……高歡起兵討伐爾朱氏再探」(『社会科学輯刊』二〇一二年第五期)を参考にした。なお高歡集團の研究史については、洪懿・趙昆生「二〇世紀以来高歡政治軍事集團研究綜述」(『重慶科技学院学報(社会科学版)』二〇一八年第五期)参照。
- (12) 『北史』卷六齊本紀上神武皇帝条、『資治通鑑』卷一五四梁中大通二年九月条参照。
- (13) 『北史』齊本紀上神武皇帝条、『資治通鑑』梁中大通二年二月条参照。
- (14) 『北史』齊本紀上神武皇帝条、『資治通鑑』梁中大通二年二月条参照。なお費也頭に関しては石見清裕「唐の建国と匈奴の費也頭」(『史学雑誌』第九一編第一〇号、一九八二年、同氏著『唐の北方問題と国際秩序』、汲古書院、一九九八年、一七〜六三頁)、崔珍烈「東魏北齊の華北 지배와 그 한

- 刊」(『東洋史学研究』第一二五輯、二〇一三年) 参照。
- (15) 『北史』 齊本紀上 神武皇帝条参照。
- (16) 『北史』 齊本紀上 神武皇帝条、『資治通鑑』 卷一五五 梁中大通三年二月条参照。
- (17) 『魏書』 卷一一 前廢帝 廣陵王紀 普泰元年一〇月条、『資治通鑑』 梁中大通三年一〇月条参照。
- (18) 『北史』 齊本紀上 神武皇帝条、『資治通鑑』 梁中大通四年正月条参照。
- (19) 『北史』 齊本紀上 神武皇帝条、『資治通鑑』 梁中大通四年閏三月条参照。
- (20) 『魏書』 前廢帝 廣陵王紀 普泰二年三月条、卷一一 後廢帝 安定王紀 中興二年閏三月条、卷七五 爾朱兆伝、『資治通鑑』 梁中大通四年閏三月条参照。
- (21) 『魏書』 後廢帝 安定王紀 中興二年四月条、『北史』 齊本紀上 神武皇帝条、『資治通鑑』 梁中大通四年四月条参照。
- (22) 『魏書』 後廢帝 安定王紀 中興二年四月条、『資治通鑑』 梁中大通四年四月条参照。
- (23) 『魏書』 後廢帝 安定王紀 中興二年四月条、卷一一 出帝 平陽王紀 中興二年四月条、『北史』 齊本紀上 神武皇帝条、『資治通鑑』 梁中大通四年四月条参照。
- (24) 『魏書』 出帝 平陽王紀 太昌元年四月条、『資治通鑑』 梁中大通四年四月条参照。
- (25) 『魏書』 出帝 平陽王紀 太昌元年七月条参照。『資治通鑑』 梁中大通四年条は四月のこととする。
- (26) 『魏書』 出帝 平陽王紀 太昌元年七月条、『資治通鑑』 梁中大通四年七月条参照。
- (27) 『魏書』 出帝 平陽王紀 永熙二年正月条、『資治通鑑』 卷一五六 梁中大通五年正月条参照。
- (28) 『北齊書』 卷二一 高乾伝参照。
- (29) 『北齊書』 高乾伝、卷二一 封隆之伝参照。
- (30) 『北齊書』 高乾伝、卷二二 李元忠伝参照。
- (31) 谷川道雄「北齊政治史と漢人貴族」(前掲) 参照。
- (32) 氣賀澤保規「東魏—北齊政権下の郷兵集団」(同氏著『府兵制の研究—府兵士とその社会—』、同朋舎、一九九九年、一六九—一九三頁) 参照。
- (33) 氣賀澤保規「東魏—北齊政権下の郷兵集団」(前掲) 参照。
- (34) 氣賀澤保規「東魏—北齊政権下の郷兵集団」(前掲) 参照。なお葛榮集団に關しては王怡辰「東魏北齊的統治集團」(文津出版社、二〇〇六年) 二一—三〇頁参照。
- (35) 王怡辰「東魏北齊的統治集團」(前掲) 四四—八五頁参照。
- (36) 濱口重國「西魏の二十四軍と儀同府」(同氏著『秦漢隋唐史の研究』上巻、東京大学出版会、一九六六年、一六九—二五〇頁) 参照。
- (37) 勳貴勢力に關しては、韋琦輝「勳貴集團与東魏北齊政治」(山東大学碩士學位論文、二〇〇五年) 参照。
- (38) 余世明「東魏北齊的監察制度」(『貴州大学学报』一九九二年第二期) 参照。
- (39) 『北齊書』 卷一八 司馬子如伝参照。
- (40) 『北齊書』 卷一八 高隆之伝参照。
- (41) 『北齊書』 卷二〇 慕容紹宗伝参照。
- (42) 『北齊書』 高乾伝 附高慎伝「魏中興初、除滄州刺史、東南道行台尚書。太昌初、遷光州刺史、加驃騎大將軍、儀同三司」。
- (43) 『北齊書』 卷一三 趙郡王琛伝「永熙二年、除使持節・都督定州刺史・六州大都督」。
- (44) 谷川道雄「北齊政治史と漢人貴族」(前掲) 参照。
- (45) 『北史』 卷五 魏本紀 東魏孝靜帝武定元年条、齊本紀上 神武皇帝条参照。
- (46) 『北史』 齊本紀上 世宗文襄皇帝条参照。
- (47) 『北齊書』 卷四 文宣皇帝紀参照。
- (48) 尾崎康「魏書成立期の政局」(『史学』第三四卷第三・四号、一九六二年) 参照。
- (49) 佐川英治「東魏北齊革命と『魏書』の編纂」(『東洋史研究』第六四卷第一号、二〇〇五年) 参照。
- (50) 王怡辰「東魏北齊的統治集團」(前掲) 二四一—二四四頁参照。
- (51) ただし何徳章「高澄之死憶説」(『魏晉南北朝隋唐史資料』第一六輯、一九九八年) は、高澄の死は「漢族世家大族」の勢力の衰退と勳貴による政權独占を意味すると主張している。姜望来「高澄所謂、殷家弟及、試積」(『武漢大学学报(人文科学版)』第六三卷第二期、二〇一〇年、「蕭牆之變・北齊高澄所謂、殷家弟及、試積」、同氏著『高位傳承与中古政治』、中国社会科学出版社、二〇一三年、一六—三九頁) は、高澄が高澄の策謀により殺害された可能性が極めて高いと主張する。また稲住哲朗「北齊文宣帝高洋の即位と妻太后」(『東アジアと日本—交流と変容—』第四号、二〇〇七年) は、妻太后が高洋の即位に反対したことについて、高洋の即位が勳貴との対立を引き起こすことを危惧したためとする。
- (52) 以下の説明に際しては、莊芸「魏齊之際文士交游新論」(『文学遺産』二〇一八年第一期) を参照した。
- (53) 陳寅恪「隋唐制度淵源略論稿」(中華書局、一九七七年) 四二—四四頁参照。

- (54) 王永平「北魏後期と東魏、北齊之際に上層社会之交游と雅聚——從一個側面看北朝後期士風の玄化与南風之北輸」(『燕趙學術』二〇一〇年春之卷、同氏著『遷洛元魏皇族与士族社会文化史篇』、中国社会科学出版社、二〇一七年、三六一〜三九〇頁) 参照。
- (55) 邢邵に關しては、李建棟「邢邵考辨二則」(『淮北煤炭師範学院學報』(哲学社会科学版) 第二五卷第三期、二〇〇四年)、邢邵年譜(『大同職業技術學院學報』第二〇卷第三期、二〇〇六年)、李建棟・朱小娟「邢邵散文二考」(『淮北煤炭師範學院學報』(哲学社会科学版) 第三三卷第一期、二〇一二年) 参照。
- (56) 繆鉞「魏収年譜」(同氏著『讀史存稿』、生活・讀書・新知三聯書店、一九七八年、一六一〜二〇六頁) はこれを天平四年(五三七)のこととする。「三才」に關しては、白雲嬌「北地三才交游考」(『中国典籍与文化』二〇一一年第三期) 参照。
- (57) 「三才」に關しては、白雲嬌「北地三才交游考」(『中国典籍与文化』二〇一一年第三期) 参照。
- (58) 『魏書』卷五八 楊播伝附楊津伝、楊津墓誌参照。
- (59) 『北史』卷四一 楊播伝附楊愔伝参照。
- (60) 『北史』邢邵伝には「及爾朱榮入洛、京師擾亂、邵与弘農楊愔避地嵩高山」とあり、楊愔・邢邵の隱居の原因を爾朱榮の洛陽占領としてゐる。
- (61) 『北史』楊愔伝参照。
- (62) 王怡辰「東魏北齊の統治集團」(前掲) は杜弼を勲貴とする(二六二頁)。
- (63) 『北齊書』卷二四 杜弼伝参照。『晋書』卷一〇二 劉聰載記に、「遣其平西趙染・安西劉雅率騎二万攻南陽王模于長安、榮・曜率大衆繼之。染敗王師于潼關、將軍呂毅死之。軍至于下邳、模乃降染。染送模於榮、榮害模及其子范陽王黎、送衛將軍梁芬・模長史魯繇・兼散騎常侍杜驚・辛謚及北宮純等于平陽」とあるように、杜驚は西晋の南陽王司馬模の兼散騎常侍であつたといひ、このときの劉聰の国は正確には前趙ではなく漢である。
- (64) 甄琛に關しては、池田恭哉「甄琛から見る北魏という時代」(『東洋史研究』第七五卷第四号、二〇一七年) 参照。
- (65) 『北齊書』杜弼伝参照。
- (66) 『北齊書』杜弼伝参照。
- (67) 陳寅恪「隋唐制度淵源略論稿」(前掲) 九二頁、錢久隆「東魏北齊政權中の西來武人」——從「督將家属多在關西」説起(『歴史教学』二〇二三年第六期) 参照。
- (68) 東魏・北齊の玄学・清談に關しては、李源澄「魏末北齊之清談名理」(同氏著『李源澄學術論著初編』、路明書店、一九四四年、一三七〜一四〇頁) 参照。
- (69) 繆鉞「魏収年譜」(前掲) 参照。
- (70) 『北齊書』陳元康伝参照。
- (71) 宮崎市定「九品官人法の研究——科挙前史——」(『東洋史研究会』一九五六年) 四七六頁参照。
- (72) 麟趾格や北齊律に關しては、江中柱「高歡、高澄父子与東魏的漢化」(『福州大學學報』(哲学社会科学版) 二〇〇二年第四期)、范一丁「『北齊律』与儒家倫理制度化困結——和士開安反映的「礼法」对社会倫理關係規範的失序」(『国学論衡』第一〇輯、二〇一二年) 参照。
- (73) 梶山智史「北魏における墓誌銘の出現」(『駿台史學』第一五七号、二〇一六年) 参照。
- (74) 河清は四年(五六五)に天統元年に改元されてゐるので五年はない。
- (75) 池田恭哉「甄琛から見る北魏という時代」(前掲) 参照。
- (76) 江中柱「高歡、高澄父子与東魏的漢化」(前掲)、侯旭東「地方豪右与魏齊政治——從魏末啓立州郡到北齊天保七年并省州郡県」(『中国史研究』二〇〇四年第四期)、王怡辰「東魏高澄的權力基礎」(『史學彙刊』第一九期、二〇〇四年) 参照。
- (77) 例えばピエール・ブルデュー(石井洋二郎訳)『ディスタンス・オン・社会判断力批判』(I)(藤原書店、二〇二〇年)は、服装や身体的特性(瘦身・美貌など)には社会階級の差が反映されることを指摘したが(三二五〜三三六頁)、「容姿」を基準とした楊愔の銓選は、むしろ貴族が優先的に採用される結果をもたらした可能性がある。また「発音」に關しても、貴族的な階層における言語・発音を使用する者を優先的に採用した可能性も考えられるが、一方で『顔氏家訓』音辭篇には、「南方水土和柔、其音清举而切詣、失在浮淺、其辞多鄙俗。北方山川深厚、其音沈濁而鈍鈍、得其質直、其辞多古語。然冠冕君子、南方為優。閩里小人、北方為愈。易服而与之談、南方士庶、数言可辯。隔垣而聽其語、北方朝野、終日難分」とあり、江南には社会階級ごとに使用する言語に相違があつたとする一方で、華北にはそれがなかつたといつてゐるため、それを区分する銓選にどれほど効果があつたかは疑わしい。
- (78) 谷川道雄「北齊政治史と漢人貴族」(前掲) 参照。
- (79) 宮崎市定「九品官人法の研究」(前掲) 四七五頁参照。
- (80) 宮崎市定「九品官人法の研究」(前掲) 四七五〜四七六頁参照。
- (81) 佐川英治「東魏北齊革命と『魏書』の編纂」(前掲) 参照。
- (82) この他、『北史』卷三五 王慧龍伝附王松年伝にも「魏収撰『魏書』成、松

- 年有謗言、文宣怒、禁止之、仍加杖罰」とある。
- (83) 魏収『魏書』の研究史に関しては、拙稿「魏書」序紀と魏収」(『古代文化』第七三卷第三号、二〇二一年) 参照。
- (84) 『魏書』と貴族制(門閥制)の関係に言及した研究としては、李建棟「魏収三論」(西北大学碩士學位論文、二〇〇三年)、楊必新「門閥制度与『魏書』の『職史』之名」(『合肥学院学报』社会科学版) 第二五卷第六期、二〇〇八年) 参照。
- (85) 渡邊義浩「北魏をめぐる史書の展開」(『早稲田大学総合人文科学研究センター研究誌 WASEDA RILAS JOURNAL』第八号、二〇二〇年、同氏著『古典中国』における史学と儒教』汲古書院、二〇二二年、四二一〜四四四頁) 参照。
- (86) 本章の北齊政治史解説に際しては、繆鉞「東魏北齊政治上漢人与鮮卑之衝突」(前掲『讀史存稿』七八〜九四頁)、黄永年「論北齊的政治鬭争」(同氏著『文史探微 黄永年自選集』、中華書局、二〇〇〇年、三二一〜六八頁)、「北齊政治鬭争の真相」(同氏著『六至九世紀中国政治史』(上海書店出版社、二〇〇四年、五〜三九頁)、Andrew Eisenberg, *Kingship in Early Medieval China*, Brill, 2008 を参考にした。
- (87) 『北史』卷七 齊本紀中 孝昭皇帝条参照。
- (88) 『北史』齊本紀中 廢帝条参照。
- (89) 『北史』卷五一 齊宗室諸王伝上 高陽康穆王湜条参照。
- (90) 趙儷生「楊愔与北朝政治」(『史学月刊』一九八五年第一期)、韋琦輝「東魏北齊胡漢分治政策与高演政变」(『社科縱横』第二六卷第六期、二〇二一年) 参照。
- (91) 呂春盛「北齊政治史研究」(前掲) 一四頁参照。
- (92) 高氏の婚姻に関しては、Jennifer Holmgren, "Family, marriage, and political power in sixth century China: A study of the Kao family of Northern Chi, C. 520-550", Jennifer Holmgren, *Marriage, kinship, and power in northern China*, Variorum, 1995, pp.1-50 参照。
- (93) 姜望来「家国之問：北齊宗室王政治變遷与末年皇位爭奪」(『魏晉南北朝隋唐史資料』第三五輯、二〇一七年、前掲「皇位繼承与中古政治」六三〜八四頁)、姜望来・徐科偉「高齊皇族促寿現象考略」(『社会科学動態』二〇一九年第六期) 参照。
- (94) 黄永年『樹新義室筆談』(上海書店出版社、二〇〇〇年) 四〜一〇頁、周双林「從北齊廢立皇后的衝突看北朝皇后的政治作用」(『北朝研究』第二輯、二〇〇一年)、黄寿成「北齊高演高湛兄弟及事考釈」(『北大史学』一五、二〇一〇年)、姜望来「高洋所謂『殷家弟及』試釈」(前掲)、趙芳「妻太后与東魏北齊政治」(天津師範大学研究生學位論文、二〇一七年) 参照。
- (95) 呂春盛「北齊政治史研究」(前掲) 二七一〜二七七頁、稻住哲朗「北齊祖斑考」(『東洋学報』第八九卷第二号、二〇〇七年)、姜望来「高洋所謂『殷家弟及』試釈」(前掲) 参照。
- (96) 『北史』卷九二 恩幸伝 和士開条、横山裕男「北齊の恩倖について」(前掲『中国中世研究統編』三〇一〜三三一頁)、孫立群・曾磊「北齊的恩倖勢力与軍權」(『湖南師範大学社会科学学报』二〇一三年第一期)、宋真「北齊『西胡化』の背景と『性格』」(『中国古中世史研究』第一五輯、二〇〇六年)、田熊敬之「北齊『恩倖』再考」(前掲)、范一丁「『北齊律』与儒家倫理制度化困結」(前掲) 参照。
- (97) 宮崎市定「九品官人法の研究」(前掲) 四八六〜四八七頁参照。
- (98) 祖斑に関しては、稻住哲朗「北齊祖斑考」(前掲) 参照。
- (99) 『北史』卷四七 祖瑩伝附祖斑伝参照。
- (100) 『北史』祖瑩伝附祖斑伝参照。
- (101) 『北史』卷八 齊本紀下 世祖武成皇帝紀参照。
- (102) 『北史』恩幸伝 和士開条参照。
- (103) 『北史』祖瑩伝附祖斑伝、恩幸伝 穆提婆条参照。
- (104) 『北齊書』卷一三 趙郡王琛伝附叡伝参照。
- (105) 『北史』卷五二 齊宗室諸王伝下 琅邪王儼条参照。
- (106) 『北史』祖瑩伝附祖斑伝参照。
- (107) 『北史』齊宗室諸王伝下 琅邪王儼条、祖瑩伝附祖斑伝参照。また以上の琅邪王のクーデター未遂事件に関しては、曾磊「論北齊高儼的政变」(『佳木斯大学社会科学学报』第三三卷第二期、二〇一四年) 参照。
- (108) 『北齊書』卷一七 斛律金伝附斛律光伝、『周書』卷三一 韋孝寛伝参照。
- (109) 文林館に関しては、黄永年『樹新義室筆談』(前掲) 一三〜一四頁、魏宏利「北齊文林館の設立、構成及其歴史意義」(『西南交通大学学报』社会科学版) 第七卷第五期、二〇〇六年)、石美瑩「試論北齊文林館設立的意義与作用」(『宿州学院学报』第二五卷第二期、二〇一〇年)、王永平「北魏後期与東魏、北齊之際上層社会之交流与雅集」(前掲)、宋沢立「北齊文林館文人群体研究」(上海師範大学碩士學位論文、二〇一四年)、李德輝「文林館与北齊隋唐文学」(『運城学院学报』二〇一八年第二期)、劉躍進「東魏北齊三才及其他(上)」——東魏北齊文人群体」(『文史知識』二〇二一年第四期)、「東魏北齊三才及其他(中)」(『文史知識』二〇二一年第五期)、「東魏北齊三才及其他(下)」(『文史知識』二〇二一年第六期)、莊芸「北齊文林

- 館考論」(『文学遺産』二〇二〇年第一期)、魏雪濤「東魏北齐文林集团的『倡優』角色研究」(『地域文化研究』二〇二三年第三期)などを参照。
- (110) 『修文殿御覽』は洪業・森鹿三・勝村哲也らによって一部復元されている。洪業「所謂修文殿御覽者」(『燕京学报』第二期、一九三二年、同氏著『洪業学論集』、中華書局、一九八一年、六四〇―九四頁)、森鹿三「修文殿御覽について」(『東方学报』京都第三九冊、一九六四年)、勝村哲也「修文殿御覽卷第三百一香部の復元——森鹿三氏『修文殿御覽』について」を手掛りとして」(『日本仏教学会年報』第三八号、一九七二年)、『修文殿御覽』新考」(『鷹陵史学』第三号、一九七七年)、『修文殿御覽天部の復元』(山田慶兒編『中国の科学と科学者』、京都大学人文科学研究所、一九七八年、六四三―六九〇頁)参照。またこの他の『修文殿御覽』に関する研究としては、黄維忠・鄭炳林「敦煌本『修文殿御覽殘卷』考釈」(『敦煌学輯刊』一九九五年第一期)、胡道静『中国古代的類書』(中華書局、二〇〇五年)六二―七四頁、桂羅敏『修文殿御覽』考辨」(『圖書情報工作』第五三卷第一期、二〇〇九年)、劉全波『修文殿御覽』編纂考」(『敦煌学輯刊』二〇一四年第一期)、付晨晨「修文殿御覽」編纂再考——南朝類書の北伝と北朝類書の誕生——」(『東方学』第一四〇輯、二〇二〇年)などがある。
- (111) 尾崎康「北齐の文林館と修文殿御覽」(『史学』第四〇巻第二・三号、一九六七年)参照。なお『資治通鑑』は卷一七一―陳太建五年(五七三)―二月条において、「丙午、祖珽奏置文林館、多引文学之士以充之、謂之待詔。以中書侍郎博陵李德林・黃門侍郎琅邪顔之推同判館事、又命共撰『修文殿御覽』」と記述している。
- (112) なお劉全波『修文殿御覽』編纂考」(前掲)は、玄洲苑と聖寿堂は初期の編纂場所か編纂の奏請地点で、真の編纂場所は文林館であり、修文殿は完成した『御覽』の奏上の場所にすぎなかったと主張する。
- (113) 尾崎康「北齐の文林館と修文殿御覽」(前掲)、山崎宏「北周の麟趾殿と北齐の文林館」(同氏著『中国仏教・文化史の研究』、法蔵館、一九八一年、七四―九三頁)、宋燕鵬・高楠「論北齐文士の地理分布——以待詔文林館の籍貫為考察中心」(『中国歴史地理論叢』第二一卷第四輯、二〇〇六年)、黄寿成「北齐文林館考」(『暨南史学』第七輯、二〇一二年)参照。
- (114) 尾崎康「北齐の文林館と修文殿御覽」(前掲)参照。
- (115) 王劭に関しては、拙稿「王劭の学問」(『東洋史研究』第八一卷第四号、二〇二三年)参照。
- (116) 盧思道に関しては、倪其心「關於盧思道及其詩歌」(『文学遺産』一九八一年第二期)、稻住哲朗「盧思道と『周齊興亡論』について」(『九州大学東洋史論集』第三九号、二〇一一年)、池田恭哉「新王朝への意識——盧思道と顔之推の『蟬篇』を素材に——」(『六朝学術学会報』第一五集、二〇一四年)参照。
- (117) 李德林に関しては、土屋聡「李德林『霸朝雜集序』について——代作者の意識を中心に——」(『六朝学術学会報』第二〇集、二〇一九年)参照。
- (118) 長部悦弘「陸氏研究」(前掲『中国中世史研究統編』三三二―三七三頁)参照。
- (119) 段栄に関しては、張淮智「北齐段栄墓誌の史料価値」(『河北民族師範学院学報』第三四巻第三期、二〇一四年)参照。
- (120) 胡勝源「東魏北齐鮮卑漢化的幾個跡象」(『人文中国学報』第三二期、二〇二一年)参照。
- (121) 鍾濤「梁季入北文人述略」(『青海師範大学学報』(社会科学版)一九九一年第三期)、会田大輔「北齐における蕭莊政權人士——袁月璣墓誌を中心に——」(公益信託松尾金藏記念奨学基金編『明日へ翔ぶ——人文社会学の新視点——』1、風間書房、二〇〇八年、一―二五頁)、黄寿成「北齐文林館考」(前掲)、劉飛・李建棟「文林館中南来士人对北齐文学的推進」(『芸芸評論』二〇一四年第四期)参照。
- (122) このうちの徐之才に関しては、岩本篤志「北齐政權の成立と『南土』徐之才」(『東洋学報』第八〇巻第一号、一九九八年)、「北齐徐之才『葉对』考」(『東洋史研究』第六〇巻第二号、二〇〇一年)、武香蘭「江蘇徐氏医学世家」(『黑河学刊』二〇一〇年第一期)、徐棟「徐之才著作考述」(『中医文献雜誌』二〇一六年第六期)参照。
- (123) 『北史』祖瑩伝附祖珽伝参照。韓鳳に関しては、羅新「北齐韓長鸞の家世」(『北京大学学報』(哲学社会科学版)第四三巻第一期、二〇〇六年)参照。
- (124) 胡勝源「党派之争与顔之推的歴史書写」(『社会科学戦線』二〇二二年第六期)参照。
- (125) 谷川道雄「北齐政治史と漢人貴族」(前掲)参照。
- (126) 稻住哲朗「北齐祖珽考」(前掲)、姜望来「祖宗与正統——北齐宗廟變遷与帝位繼承」(『首都師範大学学報』(社会科学版)二〇一五年第一期、前掲)皇位繼承与中古政治』四〇―六二頁)参照。
- (127) 岡部毅史「梁簡文帝立太子前夜——南朝皇太子的歴史的位置に関する考察——」(『史学雜誌』第一一八編第一号、二〇〇九年)参照。
- (128) 孫宝「帝師群体与北齐皇族文教的構建」(『井岡山大学学報』(社会科学版)第四二巻第一期、二〇二二年)参照。また北齐の東宮制度に関しては、龐駿「北齐儲君制度探論」(『許昌師專学報』第二〇巻第一期、二〇〇一年)

- 参照。
- (129) 宇都宮清吉「顔之推のタクチクス」(同氏著『中国古代中世史研究』、創文社、一九七七年、五〇五～五二二頁)は、顔之推は政治の世界における保身を達成するために「タクチクス」を行使してきたと主張する。
- (130) 北齊滅亡の経緯に関しては、会田大輔「北周武帝の華北統一」(窪添慶文編『魏晉南北朝史のいま』、勉誠出版、二〇一七年、五九～六九頁)参照。
- (131) 谷川道雄「北齊政治史と漢人貴族」(前掲)参照。
- (132) 孔毅「東魏北齊の文士及其命運」(『貴州師範大学学报』(社会科学版)一九九五年第一期)、池田恭哉「文林館・修文殿御覽」(『氣賀澤保規監修、池田恭哉・岡部毅史・梶山智史・倉本尚徳・田熊敬之訳』『現代語訳北齊書』、勉誠出版、二〇二一年、六三六～六四〇頁)参照。
- (133) 稲住哲朗「北齊出身者と閩隴集團」(『九州大学東洋史論集』第四一号、二〇一三年)参照。またこの他隋における旧北齊官僚については牟登松「旧齊士人と周隋政権」(同氏著『漢唐歴史変遷中的社会与国家』、上海人民出版社、二〇一一年、二九九～三二五頁)、王挺秀「随駕入周的北齊十八文士研究」(西北師範大学碩士學位論文、二〇一七年)、林紅宇「北齊旧人と周隋政権」(華東師範大学碩士學位論文、二〇二〇年)参照。
- (134) 原文テキストは上田正「陸法言切韻集逸」(『東方学』第三六輯、一九六八年)によった。なお『切韻』序の現代日本語訳は遠藤光暁『切韻』「序」について(『論集』第三二号、一九九〇年)、下村功次「隋・唐代科挙と切韻系韻書との関係」(『東洋史訪』第四号、一九九八年)にもある。
- (135) 陸法言について、王仁昫『刊謬補欠切韻』序はその姓名を「陸詞、字法言」とし、『旧唐書』卷四六経籍志上は「陸慈」とするが、いずれにしても法

- 言は字であったことになる。ここで陸法言が自身の字を一人称として使用しているのは、名と字を同等に扱うという当時の華北における風習によるものである。拙稿「魏澹の史学思想」(『椋山女学園大学文化情報学部紀要』第二二卷、二〇二二年)参照。
- (136) 平山久雄「『切韻』序と陸爽」(『中国語学研究 開篇』第六号、一九八八年)、平山久雄「中古音講義」(汲古書院、二〇二二年)七～二二頁参照。
- (137) 魏澹に関しては、拙稿「魏澹の史学思想」(前掲)参照。なお魏澹の字を『切韻』序は「彦淵」とし、『隋書』卷五八の本伝は「彦深」としているが、陳寅恪「從史実論切韻」(『嶺南学報』第九卷第二号、一九四九年)は魏澹の字は「彦淵」が正しく、「淵」字が唐諱(李淵)に触れるため『隋書』では「彦深」に改められたとする。
- (138) 辛德源に関しては、丁宏武「辛德源生平著述考」(『西北師大学報』(社会科学版)第五一卷第一期、二〇一四年)、拙稿「魏澹の史学思想」(前掲)参照。
- (139) ただしこのうちの陽休之「韻略」に関しては、『顔氏家訓』音辞篇に、「陽休之造『切韻』(『韻略』と同じものか)、殊為疎野」とあり、その内容について批判されている。
- (140) 堀井裕之「即位前の唐太宗・秦王李世民集團の北齊系人士の分析」(『駿台史学』第一二五号、二〇〇五年)参照。
- (141) 李德輝「文林館与北齊隋唐文学」(前掲)、孫宝「帝師群体与北齊皇族文教的構建」(前掲)参照。

(椋山女学園大学外国語学部准教授)